

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成26年6月12日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	藤田尚美君
2番	秋山泉君
3番	尾野政子君
4番	沼田和利君
5番	諸橋太一郎君
6番	宮崎智君
7番	杉森弘之君
8番	須藤京子君
9番	黒木のぶ子君
10番	村松昇平君
11番	市川圭一君
12番	山越守君
13番	田中道治君
14番	小松崎伸君
15番	遠藤憲子君
16番	鈴木かずみ君
17番	利根川英雄君
18番	板倉香君
19番	柳井哲也君
20番	中根利兵衛君
21番	石原幸雄君
22番	板倉宏君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	植 田 典 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	八 島 敏 君
経 済 部 長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市民部次長兼 市民活動課長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由紀夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 道路維持課長	太 田 健 二 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
教育委員会次長	川 井 聡 君

全 参 事

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
書 記	中 根 敏 美 君
書 記	飯 田 晴 男 君

平成26年第2回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成26年6月12日（木）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。



一般質問

○議長（山越 守君） 初めに、8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 皆さん、おはようございます。市民クラブの須藤京子です。通告に従って一般質問を行います。

今回は、障害者差別の解消についてと、子ども・子育て支援計画についての2点を一問一答方式で行いたいと思います。

まず初めは、障害がある人もない人も共に歩み幸せに暮らすためのまちづくりについて、特に障害者の差別解消に関する問題を質問していきたいと思います。

平成23年2月、牛久市在住の障害のある女性とその父親が、成年被後見人の選挙権をめぐる裁判を起こしました。そして、25年3月、東京地方裁判所はその判決で成年被後見人の選挙権を剥奪するのは違憲だとする判断を示しました。その後、この判決を受け、成年被後見人選挙権の回復等を目的とした公職選挙法の一部改正が行われました。この快挙には多くの障害者が勇気づけられ、励まされました。

しかし、この問題は、平成12年の成年後見制度の開始時点から指摘されていた問題であります。それにもかかわらず、国はこの問題を放置し続けていたのであります。国際的には、身体・知的・精神等、あらゆる障害者の尊厳と権利を保障するため、障害者の権利に関する条約が平成18年、国連総会本会議で採択されています。日本も平成19年にこの条約に署名しています。しかし、その後、なかなか批准には至りませんでした。その原因は、国内法が条約の求める水準以下だったことにあります。その後、平成23年に障害者基本法が改正され、平成

25年春の通常国会で、障害者差別解消法が成立するなどして、やっと国内環境が整い批准に至りました。

地方自治体の動きとしては、現在、障害者差別に関する条例が、千葉県を初めとし各道府県や市でも制定されてきました。茨城県でもことし3月に、県議会に議員提案による「障害がある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が提出され、差別解消に向けた取り組みが推進されることになりました。

それでは、牛久市での取り組みはどうなっているのでしょうか。牛久市の現状について質問したいと思います。

牛久市では、さまざまな障害者施策が実施されていて、県内での評価は高いように思われます。これまでさきの親子に代表されるように、長年障害者福祉の向上に尽力されている個人・団体が牛久市には数多くいらっしゃいます。こうした方々の努力に応える形で、行政の支援策も整ってきたと思っております。しかしながら、障害者の方々への差別解消となると、なかなか思うようにいかないのが現状ではないかと思われます。

私の住む地域に、精神障害者の自立支援センターとグループホームが開設されています。昨年、ここの利用者が事件を起こしたことから、地域では一気に安全に対する不安や心配の聲が湧き上がりました。その対応には、市や県にも御尽力をいただきました。地元での説明会では数多くの意見が出ました。それらは事業者の責任を追及するものでしたが、無責任な事業運営が障害に対する理解不足につながり、差別へとつながりかねないと危惧したところであります。

牛久市にも障害に関するさまざまな相談が寄せられていると思いますが、障害者差別に由来する相談は、どのくらいあるのでしょうか。相談を受ける体制や、障害を理由とする差別の実態はどのように把握されているのでしょうか。障害者への差別は日常のさまざまなところに潜み、自覚のないまま広がっていく可能性をはらんでいます。

田宮町地内の障害者グループホームの建設に際しても、近隣住民との間に摩擦が起きました。しかし、その後、当該事業者の丁寧な説明と、入居者の日々の行動が摩擦を解消し、現在では地域の中で理解を得ていると聞いております。この事例からは、障害の特性を理解されていれば、問題は大きくならなかったのではないかというふうに考えられます。

現在、牛久市障害者連合会では、障害者や保護者らが率先して地域に出かけ、障害の特性を知っていただき、障害者への理解を深めていただくよう、行政区に交流お茶会の開催を行っています。牛久警察署生活安全課や地域の交番にも出かけ、障害者が犯罪に巻き込まれないような環境をつくっていく活動も行っています。このような障害について学ぶ機会は、何らかの形で提供していかなければならないと思います。

こうした当事者の努力とともに、行政も地域社会における推進体制を構築していく必要があ

ると考えますが、いかがでしょうか。

以上の点を踏まえ、牛久市における障害者差別に向けた取り組み状況について御答弁をお願いします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 差別解消に向けた取り組みについてお答えします。

障害を理由とする差別は、障害者の自立と社会参画にかかわるあらゆる場面で発生する可能性があります。市では、障害者相談員による「障がい者なんでも相談」を毎月1回実施するほか、牛久市障害者自立支援協議会に相談・就労部会を設置し、市内民間相談支援事業所との情報交換会を開催して、相談支援体制の充実を図っております。今年度は去る5月30日に第1回の情報交換会を開催したところです。

また、市内8つの障害者団体から成る牛久市障害者連合会では、地区社会福祉協議会や行政区の協力を得ながら「交流お茶会」として、地域の方々に障害者や障害のことを理解してもらう活動を行っております。本年度も9月に牛久小学校地区社会福祉協議会での交流会、その後牛久第二小学校地区社会福祉協議会での交流会を予定しております。このような活動は、障害者に対する差別や偏見をなくしていく上で、大変有意義なものであると考えております。市としても引き続き協力していきたいと思っております。

なお、地域における推進体制といたしまして、本年度に、次期牛久市障害者プラン策定を予定しております。この計画は、障害者基本法に基づき策定するもので、市が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等についての最も基本的な計画です。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、牛久市障害者自立支援協議会の中で協議し、計画策定を進めてまいります。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） ただいまの答弁の中にありました「障がい者なんでも相談」を含め、相談体制についてであります。障害者自身の方が相談を受けるということで、件数としては余り上がってきていないのかなという実態をちょっと思っておりますが、そうした問題を整理して、牛久市での全体としての傾向をどう整理・分析して、次の課題解消に向けてやっていくかと、この辺の相談体制について現在どういうふうになっているのか、御答弁をお願いします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） ただいまの質問ですけれども、相談の内容の中で、障害に基づく差別の相談というのはないと聞いております。ですから、今後そのような形で差別の内容のものが含まれていましたらば、内容を検討して早急に対応していきたいと思っております。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 牛久の中では、差別に関する相談というのはなかったということで、これは大変喜ばしいことだというふうに思いますが、実は差別と気づかないというような、障害者自身がそれが差別だと気がつかないようなことも実際には起きているというふうに思います。相談体制ですね、こういう、今事例が上がってこなかったから仕方ないのですけれども、日常の中に潜んでいるという、その事例を丁寧にすくい取るかというのが、その後につながる、（2）番のガイドラインのほうにつながってくるというふうには思っておりますので、この辺の相談体制というのを、それをきっちりとやっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。次にというか、2番目のポチの障害の特性を理解する学習の機会の提供ということで、今地域における取り組みのほうを御紹介いただきました。これも（2）番の丸ポチの1番目につながる問題でありますけれども、庁内におけるその差別、障害者差別に関する認識というものがやはり理解できていないと、日々の行政運営においてそごを生ずるという可能性があるというふうに思いますので、庁内における取り組みとしては、行われているものがあるのかという点についてちょっとお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） ただいまの庁内の推進体制とか、理解の進む形の講習会ということですが、平成23年度に市の管理職向けに牛久市障害者団体連合会の方を招いて、理解が進む講習会を実施しております。また、職員向けに、全職員向けにメンタルヘルス講習会の中で障害のことも触れております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 学習の機会というのは、そういう幹部研修であるとかというものもあると思うのですが、実は牛久の中では、社会福祉課の中に聴覚障害の方のための手話通訳も配置されておりますね。そうすると、そういう本当に熟知したプロというのが近くにいらっしゃるわけです。それから、また精神福祉士の方もいらっしゃいます。日常の業務を丁寧にこなすという中で、気づきがあると思うんですね。そういうものを共有するという形での学習を進めていくということも大変重要になると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 議員御指摘のように、実際にその手話講習の方とか、精神保健福祉士がいますので、今後、職員向けに研修が、理解度を進める研修を取り入れていくようなことで検討したいと思います。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） ぜひその点をお願いしたいと思います。以前に、私は一般質問のと

きにもちょっと申し上げたことがあったのですが、例えば幹部研修のときに、車椅子に乗って実際に町内を歩いてみたらどうなるのかというようなことも話した記憶があるのですが、そういう点も含めて、いわゆる市の職員の方が障害を持つということがどういうことであるのか、そのことによってどういう差別が生じてくるかということを体験として持っていないと、なかなかこれが実際の問題につながっていかないというふうに思います。

それで、そういうベースに職員が、そうしたベースをしっかり踏まえていることで、市民からの相談というのもスムーズにいくというふうに思いますので、この点をしっかりと庁内でも共有する形で取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、次に地区社協の中での取り組みということも、先ほどおっしゃっておられました。今、交流お茶会も地域、それから地区社協ということで取り組みが行われているというふうに思いますけれども、地区社協に声かけをしていただくというのは、1つの行政区ではできないことが、少し大きなくりの中でできるという点では評価できるというふうに思います。そういう点を踏まえて、行政としてはじゃあそういうところはどういうふうにかかわっていくのか。この障害者連合会にサポートしているというふうに思いますけれども、強化していくという形、広げていく、例えばだから、1つの地区社協だけではなく、広げていくという形の中で、行政、特に社会福祉課あたりの働きかけというのはあるのか。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） ただいまの質問ですが、社会福祉課が中心となりまして、社会福祉協議会、またそちらの日程調整等を踏まえまして、理解いただくような交流お茶会とか、開催の調整を進めております。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） じゃあその点もぜひ強力に推し進めていただきたいと思います。

次に、（2）番目のほうに質問を移らせていただきます。誰もが暮らしやすい社会を目指し、障害者差別の解消を推進する仕組み・体制について、質問してまいりたいと思います。

この（2）番目は、丸ボチの1点ずつを個別に質問していきたいと思いますので、御答弁のほうをよろしくお願いいたします。

まず、先ほどもちょっと触れましたけれども、行政機関における具体的な対応、ガイドラインの策定についてであります。障害者差別解消法では、差別について、不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供を差別としております。不当な差別的取り扱いには、直接差別、関連差別、間接差別が含まれています。合理的な配慮の不提供とは、障害のある人となない人の平等な機会を確保するために障害の状況や性別・年齢などを考慮した変更や調整・サービスを提

供することを合理的配慮といい、それをしないことが合理的配慮の不提供ということになります。

この合理的配慮は、交通機関を含む公共的施設、コミュニケーション・情報の提供、物品販売やサービスの提供、不動産取引、労働の募集・採用の決定、医療・リハビリの提供、教育、療養など、さまざまな場面において求められているものであります。国や自治体など公的機関には、合理的配慮をすることが法定義務とされました。法の施行は平成28年4月からで、まず国の基本方針が取りまとめられ、ガイドライン、対応要領、対応指針と呼ばれるものが策定される予定となっています。そして、施行までに1年程度かけて法律の周知徹底が図られるというふうな手順になっています。

今後、国は、教育・医療・福祉・公共交通サービスなどの各分野ごとに詳細なガイドラインを定め、合理的配慮を例示すると言いますが、市としてはどのような準備が必要となるのでしょうか。これまではグループホーム建設などの際、行政は周辺住民の同意や説明会の開催を事業者側に求めてきましたが、この法律では、行政が住民の啓発や調整に責任を持つなど、自治体にも一定の差別解消の責務があることが明示されてもおります。市が果たすべき役割をどのように捉えているのかを御答弁をお願いします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） ただいまの質問ですが、行政機関における具体的な対応・ガイドラインの作成について、平成25年6月26日に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が公布されました。平成28年4月1日に施行されることとなっております。この法律では市町村の役割として、市町村職員が適切に対応するために必要な要領の策定、障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決を図ることができる体制の整備及び市民への啓発活動を行うこととなります。

中でも、市職員の対応要領を定める目的は、障害を理由とする差別についてあらかじめ一律に定めることは困難であり、個別の事案に応じて個別具体的に判断する必要があるためです。したがって、対応要領作成に当たっては、分野別の特性に応じて、きめ細かく具体事例や合理的な配慮として考えられる事例を示すことが重要となります。また、今後の社会情勢の変化に応じて柔軟に見直しや内容の充実を図るべきものであると考えております。

あわせて障害を理由とする差別の解消を推進する分野は広範であることから、障害福祉担当課以外にもほうの趣旨の周知を図り、順次対応を検討してまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） このガイドライン策定、実質的にもう初めなければいけないというふうに思って、私は思っているのですけれども、具体的には国のそういう要領ができて、それ

について、それをもとに牛久市では検討していくということで、事前に牛久市での調査研究みたいなことは行われたいのか、その点について確認をします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 今の質問ですけれども、国、県から情報を収集しまして検討してまいります。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今確かに具体的に初めてこういう差別解消についてをどういうふう
に牛久市として考えていくかというときに、ゼロから出発するというのはなかなか難しいとい
うふうには思います。ですが、牛久の市内には、先ほどから何度も出ている、長年にわたって
活動しておられた障害者の連合会、各障害の特性ごとに会をお持ちになり、そしてそれが集ま
って連合会を組織し活動していращやるわけで、そうした方々の聞き取りという、これは先
ほども障害者プランの策定というようなことでお話がありましたけれども、障害者プランの策
定などにおいても、やはりこの辺が重要なキーポイントになってくるといふふうに思うん
ですね。ですので、こういうことに向けて今ガイドラインを策定しなければいけないの
ですけれども、そういう国との関係、パイプを結構持っている団体はいらっしゃるので、
そういう事前の意見調整というか、お話を伺う機会というのはぜひ設けていただきたい
というふうに思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） ただいまの障害者団体の意見とか、そういうのを取り
入れまして、こちらの具体的なプランの、ガイドラインの作成を進めてまいりたいと考
えております。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） わかりました。

それでは、次に丸ボチの2番目の小中学校における障害者差別をなくす教育の推進
についてをお尋ねをいたします。

牛久市では、学習や学校生活で支援が必要な児童・生徒への特別支援員の配置やバ
リアフリー化に向けても推進をされているところであります。教材の中にも工夫されて
いる点もあると思います。また、授業の中でも障害を理解する福祉に関する授業も
取り組まれていると思います。現在の状況とこれから求められるものについて御答
弁をお願いします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 小中学校における障害者差別をなくす教育の
推進についてですが、通常学級、特別支援学級、それぞれに在籍する児童・生徒
の交流について、牛久市

の小中学校では「学び合い」を通じて開かれた人間関係を築く中で、全ての子供が安心して過ごせる学級づくりを行っています。担任の先生や特別支援教育支援員は、障害のある児童・生徒の特性に配慮し、グループの中に溶け込み、人とのかかわりを深められるように支えています。児童・生徒も安心して学ぶ姿が見られます。児童・生徒一人一人交流学級で過ごす時間は異なりますが、障害がない児童・生徒とともに学ぶ交流の機会は、障害がある児童・生徒にとって、コミュニケーションや人とのかかわりを広げ、自己肯定感、自分を認め肯定する気持ちを高める機会となっております。休み時間にはとても仲よく遊ぶ姿が見られます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今の御答弁は、福祉部の次長からでしたけれども、教育委員会から御答弁いただけなかったのがちょっと残念であります。この質問全体を福祉部の扱いというふうに考えられたのかなというふうに思いますが、小中学校における取り組みの中では、授業の中に単位として「福祉に学ぶ」というようなことが設定されているというふうに思います。これについては、各学校によって、3年生であったり5年生であったりという形で、福祉全体を学ぶ、その中に高齢者のこともあれば障害者のこともあるというふうに思って、それも福祉体験を交えながらやっていくというような活動もあろうかというふうに思いますが、これをその差別解消というような観点からは捉えられたことがあるのかということについて、教育長、御答弁お願いできますか。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 具体的にですが、障害者の理解ということで、福祉教育ということでは、アイマスク体験をやったり、車椅子体験をやったり、また神谷小学校では肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者の方を講師にお招きしてお話を伺うとか、それから特別支援学校との交流ということで、ひたち野うしく小が霞ヶ浦聾学校だったり、下根中が美浦特別支援だったり、大学の先生が来て、先生方の研修をやったりというようなことをやっていますが、一番のベースは学び合いでして、学び合いというのは何かというと、市民性の教育といって、1人残らず助けると、1人残らず見捨てるなというのがベースにありまして、そういった意味でグループになったら必ず助けるんだよと。誰も置いていかないんだよというのをベースにした教育を毎日やりながら、プラスして今のような交流教育だったり体験学習だったりを進めていると、そういう現状であります。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） ぜひそういう教育を進めていただきたいというふうに思います。今教育長もおっしゃっておられたように、日常の学校生活での日々の何気ない行動というのが、

その後の人格形成につながっていくというふうに思うんですね。そうすると、特別支援学級に在籍している子供たちを普通の学び合いの教育の中で一緒に入れて、一緒に入って学習を学ぶ機会もあったりするというので、障害を持つ子だけを特別とするのではなくて、広く支援を必要とする子供に対してというようなことで、この学び合いというのは有効なのかなというふうに思うのですけれども、その障害というものがある授業の中での問題行動として起きた場合に、障害に由来するものかどうかというような判断が、先生を含めて子供たちにもきっちり理解できるかどうかというのが、その騒ぎ出したことが、いわゆる発達障害のような中で、あるものにきっかけとして噴き出したような場合、それは何々ちゃんがそういう障害を持っているからそうなんだという理解を深めることが、あの子は厄介な存在だというふうに規定をしないという方向につなげていくと思うので、その点に関してその学校の先生方の認識ということとは統一されているのか、その点を含めて、日常の中での障害についての認識という点について伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今週、各学校でスーパーバイザーが来て学び合いの研修をしているのですが、今週月曜日の研修の中で、スーパーバイザーの話の中で、学び合いというのは実は多様性の教育だと。さまざまな多様性を持った子を全部受け入れて、そして誰もが学びを成立させていくということが学び合いのベースですよというようなお話もされました。そんなことが先生方に徐々にしみ通っていくと、牛久の学び合いもうまくいくし、障害のある子もない子もみんな受け入れながら、いい社会というか、学校から育っていく子供たちがいい社会人になって育っていければなというようなことを考えています。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今の点についてです。実は、前にもちょっと教育長にお話ししたと思いますけれども、下根中を卒業した生徒の保護者の方から、高校に行って初めて、いかに牛久の教育がよかったかということ、しみじみと子供がよかったということを思い出しながら言っていたということを私は伺いまして、まさにその学び合い、いろんな支援が必要な子を同じ土俵の上でさりげなく支えていく中で授業が進んでいく、それが大事だというのが高校に行き初めてわかったというようなことをおっしゃってられます。

そういう意味では、牛久の教育の実態というのは評価されていいというふうに私も思っておりますけれども、新任の先生方には、こういう点はどういう形で、ちょっと学び合いに行き申しわけないのですけれども、障害者差別という点を含めて、その点のその学び合いの授業がいかに効率よくいくかということについて、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 議員御指摘のとおり、毎年新しい校長先生なり、新しい先生方が牛久に入ってきますと、学び合いに初めて出会うという場面がたくさんありますので、校長先生にお願いしているのは、普段から毎月、または毎週、気楽にお互いの授業を見合って、そして授業中の子供たちの表情を語り合うという回数をふやさないとだめですねと。特に4月、5月はたくさんやってくださいねということをお願いして、なるべく早い段階で新しく来た先生も、よそから来た校長先生も理解してもらって、学校全体で進めるように、できるだけ私も時間がある限り学校訪問を繰り返してお願いしていると、そういう状況です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、次に丸ポチの3番目の雇用の場における「差別的取扱い」の禁止と解消の推進のための支援について質問いたします。

雇用における「差別的取扱い」の禁止は、障害者雇用促進法の改正により定められています。障害を理由とする差別は、募集や採用時、採用後においても禁止されています。また、障害者に対する合理的配慮の提供も差別解消法では、民間では努力義務ですが、雇用促進法では提供が義務化されています。今後、法改正による雇用の改善、是正の確保を市内事業者に求めていかなければならないと考えます。そのためには、何らかの支援が必要と考えます。こうした提案を踏まえて御答弁をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 雇用の場における「差別的取扱い」の禁止と解消の推進のための支援についてですが、市では障害者の就労支援として、障害者就労施設等からの物品等の優先調達方針を定め、食品や印刷類の物品、軽作業や草刈り作業などの役務について、今年度は調達目標額を58万円以上として全庁的に取り組みを進めております。なお、雇用の場における差別的取扱いの禁止や解消の推進のための支援の取り組みについては、ハローワーク、県障害者職業センター等の関係機関と連携しながら取り組みを進めてまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） この雇用という点においては、この厳しい日本経済の中で生き抜いていこうとする企業にとっては、やはり障害者の雇用というものは大きなウエートを占めてくるのではないかと思います。ですので、今後の課題ということで捉えて、この点は十分に法の精神にのっとって解消されるように、企業にも働きかけをお願いしたいということで、その点は商工観光課等も含めて、庁内の体制をきちんと図っていただきたいというふうに思います。

次に、（3）番目のほうに移ります。障害のある人にやさしい取り組みを応援する仕組みと

いうことで、これも1項目ずつ質問をしていきたいと思います。

まず、障害者差別解消支援地域協議会について質問をいたします。障害のある人に対する差別を解消していくためには、障害のある人への理解者をふやしていくことが重要となります。今回の法改正では、障害者差別解消支援地域協議会の設置が重要なポイントではないかと思っております。

国はこの地域協議会の設置・運営に関し、暫定指針を示しました。それによれば、国・地方公共団体は、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有するとともに、事例を踏まえ地域における差別を解消するための取り組みを行うネットワークとして地域協議会を組織できるというふうに規定しております。内閣府のあり方検討会では、地域協議会の機能強化に向けた意見がさまざまに出ております。まさに地域における相談や解消のための取り組みについて協議する場として組織化が待たれるところではないかと思います。

牛久市では、現在、自立支援協議会が組織されておりますけれども、障害者差別解消支援地域協議会の設置についてはどのように考えるか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） ただいまの質問ですけれども、平成28年4月1日に施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するために、障害者本人やその周囲の方からの相談に対して的確に応じるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図ることができるよう、市町村が必要な体制を努めることとなっています。

現在、市では牛久市障害者自立支援協議会に権利擁護部会を設置し、これまでに障害者の虐待防止に関する課題について、市民対象の研修会や障害福祉事業所職員対象の専門研修会の企画及び開催を行っております。障害者差別解消に関して新たに協議会を設置するのではなく、この自立支援協議会の権利擁護部会の活用や充実を図ることにより対応を検討してまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） そうしますと、今、牛久市で置かれている自立支援協議会を強化・発展ということで、国が改めて差別解消に向けた、その地域協議会の設立という点と若干の違いがあるかというふうに思いますが、その点については自立支援協議会の中で検討できるというふうに市は考えているということでしょうか。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） はい、議員御指摘のとおり、この協議会の中で機能を果たしていきたいと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 次に、企業や各種団体の取り組みへの支援について質問をいたします。

千葉県では、障害のある人への優しい取り組みということを広く紹介し、これを普及していくことにより、誰もが暮らしやすい社会づくりにつなげていくという取り組みを行っております。毎年、千葉県内の企業や事業所、各種団体、個人が行った障害のある人に優しい取り組み事例を募集し、認定書を授与する取り組みが行われております。毎年、企業や事業所、各種団体、個人から、数多く応募があり、これが紹介されているということになっています。こうした取り組みが一般の人々への気づきにつながり、理解への促進にもつながっていくものと考えます。

牛久市障害者連合会では、7月の6日に、福島県で東日本大震災で被災し避難所暮らしを体験した視覚障害者の女性の体験談を聞く機会を予定しているところであります。広報うしくにもこうしたお知らせが掲載されるというふうに思いますけれども、こうした今後の行政にも大いにつながるというような催しについては、行政も当然積極的に参加したり、広く呼びかけていく必要があるというふうに思っているところです。こんなふうに市内でも取り組みを始めている、障害者差別解消につながるよう取り組みをしている企業、団体等があるというふうに思っておりますが、この辺の支援についてどういうふうな状況でしょうか。市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 障害者に対する差別や偏見を生む原因として、障害者と日常的にかかわる機会が少ないことや、どのように手を差し伸べたらよいかわからないといった、知識や経験の不足もあると思いますので、このような問題に対処するために、先ほど議員指摘がありましたように、障害者団体連合会のほうで7月6日に、理解が進む講演会を予定しております。そちらにも市の職員を派遣して協力体制を組んでおります。また、先ほどの障害者連合会が行う啓発活動の支援を今後も市としては継続して進めてまいります。

また、あわせて、今後は企業や各種団体が障害者理解を図る取り組みを進める場合の支援につきましても、国や県の動向を注視しながら、関係機関と連携を図り検討してまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、大きな2番目のほうに行きたいと思います。子ども・子育て新支援制度についてであります。

急速な少子化の進展や子ども・子育て支援が質・量とも不足している現状など、子育てを

めぐる課題を解決し、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て3法が平成24年8月に成立し、いよいよ平成27年には子ども・子育て支援新制度がスタートします。新制度では、実施主体が市町村となり、地域のニーズに基づき計画を策定、給付や事業を実施しなければなりません。乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実が求められています。

これに合わせ、市町村では計画の策定や具体化に向かう作業などが行われているところがあります。しかし、新制度の仕組みは複雑で、保護者や保育・幼児教育の現場では利用の手続、費用負担が実際にどのように変わるのか不安を抱く人が少なからずいらっしゃいます。

そこで、牛久市の支援制度の実施に向けた取り組みについて、子育て中の保護者、保育園・幼稚園利用者の立場から質問をしたいと思います。まだまだ具体的な政令なども示されず、明確にできない部分というのがあると思いますが、御答弁をお願いします。

まず、保育園に関して、どのように変わるのか。利用者への影響を中心に質問をしていきたいと思います。

牛久市では、ここ数年、民間保育園の設立が相次ぎ、定員も大幅に増加していることから、いわゆる待機児童も解消されているというふうに思います。今回の法改正では、施設や事業の許可基準、確認など、各種基準を条例で定めることになっています。また、保育の必要性の認定は10月以降に始まる予定であります。この認定作業は、年齢や保育の必要性により区分されます。こうした認定とともに、希望状況により利用調整も行われます。また、利用料については、公定価格の決定が26年度の終盤に差しかかると目され、その公定価格により現行とどの程度の差が出てくるのか、決定はいつぐらいになるのか、決定までの手順はどうなってくるのか、この先が見えてきません。こうした新制度移行による条例や手続などのスケジュールについて御答弁をお願いします。

それから、新制度の改正についての周知や広報、それもどのように変わるのかについても御答弁をお願いします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、子ども・子育て支援計画において、保育の現場はどう変わるのかという御質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援制度は、全ての児童が等しく支援を受けられる制度として、平成27年4月に施行される予定で、ニーズ調査を受けての計画策定、認定こども園・保育園・幼稚園等のいわゆる制度づくりが現在行われているところでございます。

しかしながら、一部の政令しか公布されておらず、保育の必要性の認定基準、公定価格等がいまだに決定はされておられません。市といたしましても、国の動向を注視している状況でござ

ざいます。

国の検討状況を見ますと、就労を理由とする入園の場合の就労時間の下限等の入所基準等、現行と変更になる部分もあるようでございますが、保育園の制度そのものとしては大きな変更はないものと思われます。

今後、こういった基準を定める政令が公布され、市としての制度を決定していく際には、保育園の利用者の方にとって、サービスの後退がないよう留意しまして、また保育事業者にとっても混乱が生じない制度移行ができるように市としても努めてまいりたい、広報等も含めて努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 本当に国のほうの決まってこない、まだまだ未確定な部分というのがありますけれども、もう条例に制定していかなければいけないということも実際に作業としては、行政として対応していかなければならないというふうに思いますが、基準等を含めて、いつぐらいにこういう条例等が上がってくるのか、そのスケジュールについてはいかがでしょうか。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

議員御指摘のように、今、政令で公布されているのは、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、それから家庭的保育事業の設置及び運営に関する基準、それと放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準、これが市の条例関係の基準として公布されているものでございまして、この後、保育の必要性に関する基準、これは内閣府から出されると思います。それと、費用、利用者負担、これはまだもう本当に国はイメージしか出しでございませぬので、そういったものが来次第、先ほど申し上げた、既に出ている政令の基準については、現在内部で条例化に向けた事務作業は続けておりますが、それ以外のものについては公布され次第、取りかかるということで、これはあくまで国の動向に左右されますが、9月の議会、あるいは12月の議会まで、来年の4月、国は目指しておりますので、その時点までには議会のほうに、もちろん子ども・子育て会議のほうの御意見を伺いながら、議会のほうに提出することが、これは全国的に進められるのではないかとというふうに認識してございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） そうしますと、施設等に対する基準、それから確認の許可、そういうものについては、具体的にもう進められているということで、こういう点で実際にどういうスケジュールで27年に向けて対応していくのかという点の全体の見通しというのは、利用料

を含めてまだ完全にはできていないというふうに認識していいのかどうか、その点をもう一度確認します。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 今出ている基準の中で進めておりますが、それは認定に関する部分については既に進めておりますが、今までとそれほど大きく変わる部分はないように、見てみますと、判断できると思います。ただ、保育料を算定するためのそういったものについては、国ではまだイメージという形でしか提示しておりませんので、具体的な手順は出てございませんし、そういったところ、今のところできるものは事務的に進めておりますけれども、そういったものを待って、牛久の、特に保育の基準については各市町村で検討するということでございますので、その辺の国の動向を見て、適切に対応していくというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 保護者に対して、今現在保育を、保育園に通園させているという方を含めて、大きな変更はないということで、保護者の方もそれは一安心ということになると思うのですが、その利用料については、本当に今後どうなっていくのかという、そこがでも一番利用者にとっては問題になってくるというふうに思います。改正点の、次に幼稚園のことが出てくるのですけれども、その手続に関して、今までと相違点があるのかどうか。そういう点を含めて、その保護者の方への具体的な周知について、保育料以外のことでは、具体的に保護者の方への説明・周知等はどういうふうになさっていくのかということについて、再度確認をしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。

手続につきましては、国のほうで出しております、すくすくジャパンという、この冊子ですね、子育て支援制度の周知のものでございますが、これをごらんになっていただいていると思いますが、それをごらんになっていただいても、幼稚園の手続等は幼稚園を経由して、そしてまた市に来て、そこから戻していく。あるいは保育園については、中間的に認定の手続は入っておりますが、今までの申し込みと余り変わらないような形、流れですね、国のほうもできるだけ保護者の方の手続を複雑にしないような形という取り組みを、制度設計をしているようですので、今後細かいことが出てきましたら、それぞれの保護者の方にお伝えする時期は来ようかと思いますが、現段階ではまだそこまでの細かい指示は、指示といいますか、内容が国から来てございませんので、保護者の方にもそのお知らせするタイミングは狙った時期に、適切な時期に行うというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、2番目の幼稚園、認定こども園はどういうふうになるのかという点について質問をいたします。

新制度では、私立幼稚園、認定こども園の運営も大きく変わってまいります。私立幼稚園では、創設された施設型給付を受けるか、給付を受けない幼稚園のままとなるのか、選択することになります。あるいは認定こども園へ移行が促進されるかもしれません。こうした制度改正に対し、幼稚園運営事業者への移行確認は既に調査が行われているのでしょうか。新制度の柱は給付制度への変更であります。幼稚園も施設型給付を受ける場合、給付の対象となり、保育料の設定はこれまで幼稚園ごとに決められていましたが、市町村が行うことになります。また、給付を受ける幼稚園においては、認定や給付を受ける手続等が必要となります。これまで幼稚園に通園していた家庭や、これから通園を希望する家庭には、どのような変化・影響が見込まれるのでしょうか。混乱を来さないような配慮が必要と思われます。幼稚園や認定こども園の対応について御答弁をお願いします。

また、新制度への変更は、市町村に新たな事務の負担増をもたらすものと思われます。これまで直接的な関係がなかった私立幼稚園への確認、指導監督などに、どの担当課が対応に当たするのか。幼稚園事業者に対する説明、今後の対応を県とどのように協議していくことになるのか、あわせて御答弁をお願いします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。

幼稚園、認定こども園はどう変わるかということでございますが、まず私立幼稚園の事業者につきましては、幼児期の学校教育を目的とした私学助成を受けて運営している現在の状況から、今後は事業者が施設型給付施設、あるいは従来どおりの私学助成対象施設のいずれかを選択して運営することとなっております。

また、現在全ての幼稚園で実施しております預かり保育につきましても、市の子育て支援事業の一時預かりとして市と契約するか、これまでどおり私学助成を受けるか、それを選択することになろうかと思います。

認定こども園は施設型給付対象施設に移行いたします。

利用者が新制度の確認を受けた保育園や幼稚園、認定こども園の利用を希望する場合、利用者は1号から3号までの認定書の交付を市から受けることになりますけれども、現場が混乱しないよう、国では手続をできるだけ簡素化する方向で検討しております。

新制度における保育料につきましては、保護者の所得に応じた支払いとなりますが、金額と詳細はまだ示されておられません。

私立幼稚園が施設型給付対象施設に移行する選択をした場合、市から給付を受けるための事務手続きが新たに発生いたしますので、現在、茨城県では私立幼稚園に意向調査を実施しているところでございます。結果は6月中に示されるということを知っております。

新制度につきましては、国においていまだ未確定の部分が多いため、現場が混乱しないよう詳細が確定次第、順次広報を行ってまいります。

また、担当でございますが、現在ワーキングチームをつくりまして、中心的には児童福祉課でございますが、幼稚園、児童クラブについては教育委員会になってございますので、あと保育園は保育園課でございますので、それぞれが今ワーキングチームをつくりまして現制度の改正に臨んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） これもまたなかなか国の制度が決まっていないということで、県のほうで6月中に現在の運営している幼稚園事業者について、今後の意向について調査という形に取りまとめが行われるということですが、それを受けて牛久市としてはどの時点ぐらいから、次年度の募集についてそれぞれの幼稚園では始まってくると思うのですが、その幼稚園がこれまで従来どおりに受け付けるというような形で、牛久市とのかかわりの中では変更点というのがあるのかどうか、その点だけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

次年度以降でございますが、現在認定のシステム、1号認定であっても認定はいたしますので、そういったシステムの調整も行っておりますし、国のほうから先ほど申し上げている細かい事例、細かい部分がまだ来ておりませんので、基本的に先ほども答弁で申し上げた、園を通して申請するような形をとると国は言うておりますので、中のそういったシステムの構築等がわかった段階でないと、なかなかお知らせできる状態にはならないというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、最後に、地域における子育て支援の課題にどう応えていくのかについて質問をいたします。

まずは、子ども・子育て新支援制度のもとで、牛久市は子ども・子育て支援計画を策定しなければなりません、計画の進捗状況はどうなっているのでしょうか。計画策定に当たっては、牛久市でもニーズ調査が実施されました。このニーズ調査が今後の方針を決定する際に重大なキープポイントになります。潜在的なニーズも含めた上で、給付や事業の利用見込み量を検討し、国・県に報告するとともに、量や質の確保と実施時期を盛り込み、5年ごとの計画を策定して

いかなければなりません。それにあわせてさまざまな条例を制定する必要もあります。こうした一連のスケジュール管理がどうなっているのか、御答弁をお願いします。

また、市ではアンケート調査の結果から、どのような課題が浮かび上がり、どのような要望が寄せられたのでしょうか。まだまだ保育園整備が求められているのか、家庭や地域における子育て支援が求められているのか、子育て世代の要望に対しどのように対応していくのか、市の基本的指針はどう結論づけられたのでしょうか、お伺いをいたします。

さらに、計画策定に携わっていく子ども・子育て会議は、現在どのように運営されているのか。会議のメンバーには、保育、学校、子育てなどさまざまな分野の最前線の現場状況を熟知されている方々が数多くおられます。こうした委員の方々の意見をどう酌み取っていくのでしょうか。委員は計画の策定にどの程度関与していくのでしょうか。こうした計画策定に当たっては、往々にして執行部提案を追認する機関としてその役割が求められているという場合があります。子ども・子育て会議の運営状況、活用についてもあわせて御答弁をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、続きまして地域における子育て支援の課題にどう応えるのかということについてお答えいたします。

「子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査につきましては、昨年12月に未就学児及び小学生児童がいる保護者1,500ずつ、3,000世帯を対象に調査を行いました。ニーズ調査の対象者は無作為抽出で、回収率は未就学児がいる世帯で58.1%、小学生児童がいる世帯で53.4%となりました。この調査によりまして、今後の計画の基礎となる教育・保育の量を把握したところでございますが、現在まだ単純集計という段階でございますが、これからさらに分析をいたしますけれども、今年度はその調査結果をもとに来年3月末までに計画策定を行うというスケジュールになってございます。

また、この計画は、近年の牛久市の人口の動態、それから地域の開発の動向を十分に勘案しまして、潜在的ニーズ及び将来的なニーズの変化を捉えて策定する必要がございます。今後も「子ども・子育て会議」において実効性・実現性のある計画の策定を進めてまいります。

計画の策定に当たりましては、学識経験者や子育ての当事者などの委員20名で構成された「子ども・子育て会議」で審議していただいております。

「子ども・子育て会議」は、昨年度は2回開催し、ニーズ調査の報告、提供区域の審議を行いました。今年度の第1回は今月の26日に開催する予定でございまして、提供区域の決定、区域ごとの量の見込み、確保方策といったものを審議していただく予定でございます。また、今後パブリックコメント、それからワークショップ等を行いまして、広く市民の方からも意見

をいただきながら、年内には計画の素案が固まる予定となっております。

なお、新制度では地域における子育て支援として、一時預かり事業など13事業の項目も示されておりますので、既に実施している事業も含めて13事業でございますので、その事業を見直しまして一層の充実を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 具体的なニーズ調査の集計というのが、分析までに現在の段階では至っていないということのようではございますけれども、年内に素案をまとめるに当たって、この子ども・子育て会議のメンバーの方々の方々のこれまでの経験や学識等を多くその、聞く必要があるのかというふうに思います。その点、子ども・子育て会議、年に2回とか、そのくらいですと、ほとんど市の基本的な考え方を追認するというような形の聞き方でしかないのではないかとこのように思うのですけれども、せっかくニーズ調査をし、そして市民の方々、学識経験者の方々の意見も聞く機会を設けることができるわけですので、その点の活用についてどういうふうに考えているのか質問いたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

昨年は、国のほうのアンケートの様式が定まるのも遅かったというような、そういった事情もございますので、2回程度ということになりますが、ことしはいろんな部分を決めていく作業になりますので、回数はまだ何回と定めることは考えておりませんが、必要な時点で見ていただこうと思っております。

それと、先ほど申し上げましたように、ワークショップ等で市民の方も伺いますし、この子育て会議の中には学識経験者以外に子育て関係の方がたくさん入っております。そういった実際に子育てをされている方々の意見も取り入れながら、その会議の中で活発に議論をいただいて、それを吸い上げていくというような形で進めてまいり所存でございます。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） この計画は5年ごとにローリングしていかなければいけないというふうになっていると思いますので、ぜひ今部長の答弁にありましたように、多くの委員の方々、それからパブコメ、そのワークショップ、そういうものを重ねてニーズ調査にあらわれていたような課題にぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そのことを申し添えて、私の一般質問をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 以上で須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時09分休憩

午前11時20分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） 皆さん、改めましてこんにちは。会派は市民クラブ、民主党の黒木のぶ子です。今回、私は一問一答方式を選択し、本日2番目の質問者ですが、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、通告に従いまして順次質問していきます。

まず、最初に牛久市における農業政策についてお聞きいたします。

農業は、食物生産という生命維持の根幹であるにもかかわらず、まさに今日、日本の農業は高齢化とともにそれを引き継いでくれる担い手が不足し、危機的状況と言われ、今審議されておりますTPPにより、さらにこの耕作放棄地に拍車がかかるのではないかと心配しております。耕作放棄された土地もほぼ埼玉県と同じぐらいの面積、40万ヘクタールで、全耕作面積の約10%と言われております。

この牛久市も例外ではなく、平成19年度では460ヘクタールの耕作放棄地がありました、この耕作放棄地の解消として全額税金でつくられた会社がまさにグリーンファーム株式会社です。このグリーンファームは現在31ヘクタールを耕作しているとのことですが、しかしながら135馬力もあるトラクターを初め、農業に必要な資機材一切を国・県・市の補助金を投入しながら赤字運営をし、この先も黒字化のめどが判然としない中で、今後も耕作放棄地の増加が予定されておる中で、グリーンファームがその耕作放棄地の受け皿として適切なかどうか、疑問視しているところです。

そこで質問いたしますが、今まで耕作放棄を未然防止するため、耕作範囲内の農業者に、どこどこに田んぼや畑を貸してくれそうだとか、売ってくれそうだとか、またその情報により新規に農業に参加を促す必要性から、広報・宣伝等を積極的にしたのかどうか。もししていないのであれば、これは少しでも耕作放棄地を減少させるために必要ではないかと考えているところ です。この件につきまして、執行部の御所見をお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） それでは、黒木議員さんの御質問にお答えいた

します。

耕作放棄される前の情報の把握と地域農業者にその提供につきましての御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、耕作放棄地を未然に防止することは、耕作放棄地になってから農地として再生することに比べ、それにかかる経費や時間等につきまして何倍も効率的であることは言うまでもありません。当市におきましても、平成19年度から昨年度までにうしくグリーンファームを初め農業委員会、イオン、奥野小地区社会福祉協議会、一般の農家などが約30ヘクタールの耕作放棄地を解消してまいりました。ただ、その作業には多大な労力と経費がかかってしまう状況でございます。農地をつくるより壊さないことが大切と言われておりますので、市といたしましても、耕作されなくなるとの情報を得たときは、耕作拡大を希望している農家やJA龍ヶ崎市の各生産部会等を通して情報を提供しているところでございます。

また、そのほかにも平成21年度に農地バンク制度を創設しました。これまでに7ヘクタールの農地の貸し借りをを行い、現在は20地区、228筆、32ヘクタールの農地情報を保有しております。ホームページで当制度を掲載するとともに、農地を貸したい人、農地を借りたい人に対しまして、農業政策課と農業委員会が連携した取り組みを行っているところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、農業政策次長のほうから答弁がありましたけれども、本当にまさに耕作放棄されてしまいますと、その時間とともに再生するには大変な時間と労力が必要だと思います。ですから、先ほど申し上げましたように、まず地域の農業者等について情報を提供したのかどうかということを再度伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） まず、耕作放棄される前の畑につきまして、希望されている方というのもしらっしゃいます。そういった方に対しまして情報提供するとともに、またそのほかの部会等、JA龍ヶ崎市の生産部会等、そういったものを通して紹介して、既にその中で農地を借りていただいている方というのもしらっしゃいます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今答弁ありましたように、その情報を近隣の農業者や、そしてまた他方から牛久市外の方たちの農業参入者を入れ込むためには、やはりいろいろな媒体ツールを使つてのやはり宣伝が必要だと思います。今後のぜひ少しでも耕作放棄地の減に対しまして努力をお願いすることを望んでおります。

次に、ロとして、計画生産と消費者ニーズの調査の件ですが、農業の生産物のこの栽培をするということは、基本ができていないと高品質で単位面積の収穫もおぼつかなく、その差はスーパーのバックずしと長年修業を積んだすし屋のすしぐらいの差だと言われ、耕作技能がなければ有機栽培やエコ農法を所望しても、品質の悪い農産物しか生産できないと言われています。この辺がグリーンファームについて懸念しているところであり、疑問視しているところであります。

それにいたしましても、まだ牛久市には農業に従事してられる方が、144人の方がおります。この頑張っている農業者とともに今まで農業者として生産に従事していた方も、諸事情により今は兼業農家となった方たち、この方々も含め優れた耕作技能者が少しでも農業に魅力を感じ、農業が持つ可能性を維持し、離農しないため、牛久市の人口の8割、私も含めてですが、消費者なのです。どのような作物が売れ、そしてまたどのような品質ならば皆さん喜んで買ってくれるのか、その辺のニーズ調査をし、地産地消のメリットが出るような計画的な生産など、個別ごとに指導をするべきと考えているところですが、この考えについてどのような御所見をお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） 計画生産と消費者ニーズの調査についての御質問だと思うので、そちらに対してお答えいたします。

現代の社会におきましては、スーパーに出向くと生鮮食料品から日用雑貨まで大体のものをそろえることができます。農作物に関しましても、季節を問わず豊富な品ぞろえとなっており、逆にそれが野菜や果物の旬をわからなくさせているところもあります。また、市内の農家におきましても、市場の視察等を行い消費者ニーズを捉えながら、牛久の気候や土に合った農作物の栽培を行うように努めているところです。

具体的な例としましては、梨のオーナー制度、これは平成21年度より開始しておりますが、毎年完売しております。また、新たにトマトやピーマン、サツマイモなどの少量多品目野菜で旬を消費者の方にわかっていただくために4つの農家の方が野菜のオーナー制をこしの4月から開始いたしました。このようなことから、牛久市の地に合った農作物の栽培ということを努めているところでございます。このようなことで御理解いただければと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今努力をされているというようなお答えですが、やはり今スーパーに行けば、まさに何でも四季を問わず手に入るわけですがけれども、比べてみますと、やはり同じレタスなども大変その味の違いが鮮明に、スーパーで売っている物と、農家が丹精込めてつくった物では随分と味そのもののことが的確にわかる状態なので、その辺についてやはり地産

地消の特色を生かした指導というものが、今どのような購買層にアピールしているのか、伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） 確かに新鮮な野菜と、それとスーパーに売っている物では、確かに御指摘のとおり、味とか品質について差があると思われます。牛久の場合、牛久市の市営の青果市場がございます。こちらは朝にとった物を昼に競りにかけて、午後には店頭に並ぶといった、そういったシステムになっています。また、零細農家の方に関しまして、市場のほうから庭先集荷ということで、ワゴン車2台を使って、なかなか市場のほうに持ってきていただけない農家に関しましてフォローしているような状況でございます。そういった新しい、新鮮な野菜を地産地消ということで、市内の八百屋さんとか、そういったところで販売するような形で、こちらとしても努力しております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） それでは、次に6次産業化について質問となりますが、やはり農家が安定的な収入を得るためには、6次産業化が欠かせない事業であることは論をまたないわけですが、今国のほうでは、この食に関する経済は100兆円とされていますように、この100兆円をいかに農家のほうに支給をするかということなのですが、やはり今申しましたように、6次産業化が適切ということではありますが、農業者が6次産業に意欲があっても、資金計画から商品開発、そして販路の開拓まで自力でこなすことは難しく、農家がみずから売り手となるまで行政がプロデュースすることが適切ではないかと考えるところですが、そういう中で、資金面、あるいはリスク対応、そういう指導をしながら、全面的に行政が協力し、もちろん市内の農業、商業、工業と一緒に協力し合うということも必要になってくるでしょうが、この辺について今までどのように進められてきたのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） 6次産業化の促進のための行政指導と協力、資金面での助成ということなのですが、初めに6次産業化の促進につきましては、農業を単に農作物の生産という1次産業にとどめず、加工や流通、販売にまで踏み込むことで、みずから生産した農作物の付加価値を高め、農業の活性化につなげようとするものです。

6次産業化に向けた農、商、工の連携につきましては、所得の増大、農業の活性化には有効な手段であることから、農林水産省としても、地域の農作物や資源を活用し6次産業化の市場規模の拡大を目指す、サポート事業及びサポートネットワーク活動交付金という補助金を現在打ち出しております。

当市におきましても、特産物であるサツマイモを筑波南桂工業団地にある株式会社小村屋さ

んの協力を得て商品化された「いもまん」を現在学校給食に提供し好評を得ているところでございます。また、農と商が連携し地産地消を進めるため、田宮町の和菓子店の「伊勢屋」さんの協力を得まして、地場産のサツマイモや抹茶、小麦粉などを使った和菓子の製作や商工会青年部によるカップピーザ、地場産の小麦粉を使った学校給食のパンやうどん、パスタに加工しましてイベントなどへの出店など、地場産食材の活用への取り組みが始まっているところでございます。

今後におきましても、6次産業化を含めまして、生産者と商工業者の橋渡しをして支援してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今まさに御答弁がありましたように、現在全国の農林漁業の加工販売分野を支援する6次産業化法や、2013年2月には、国と民間が出資する農林漁業成長産業化新機構、今まさに答弁いただいたようなことができておりますので、ぜひタイミング的にはいいのではないかと思いますので、今少なくとも144人の牛久市の専業農家の人たちに、そのようなアピールというか、情報を流しながら、その6次産業化がやはり農業生産者が実施するような、そのような協力体制について再度お尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） 御指摘のとおり、農業者が1人で6次産業化まで行くということはなかなか労力が必要だと思っております。先ほど申し上げましたとおり、農林水産省としてもネットワーク活動交付金というのを打ち出しております。これは農業者、食品事業者、流通業者、そういったものを連携してネットワークとして取り組んでいるところを支援するようなことでございます。こういった制度があることを、こちらとしても周知を図っていった、農家の方にお知らせしていきたいと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ぜひ耕作放棄されないような、その役割を担うのがまさに行政の仕事だと考えているところなので、ぜひ今の具現化に向けて、ぜひアクションを起こしていただければと考えているところです。

次に、樹木葬について質問いたします。

今、日本社会は不安定雇用や離婚率が上昇するとともに、単身世帯数もおよそ3割を占め、人と人とのつながりが希薄となり、まさに無縁社会が現実化し、家族の実態も変容しつつあります。葬式についても都市の新住民は、自分の宗教もはっきりせず、葬儀も墓も地縁・血縁のしがらみから離れ、葬式はどうするのかと聞けば、後に残る家族に迷惑をかけたくないと言う人が多いそうです。これは葬儀屋さんの情報として、皆さん、ぜひ頭の隅のほうに置いていた

だければと思います。

私の調査によりますと、この無縁社会に加え、経済的に低迷している中で、普通の葬式と普通のお墓、そして僧侶へのお布施や、墓石や永代使用料等を含め、そして工事費等を含めると、最低400万円ぐらいの費用が必要だそうです。本当に重い負担と考えているところですが、現在のように未婚者の急増する中で、家の継承や墓を守るという、その困難さもあり、高額な墓に対する事情も変化せざるを得ないのかもしれないかもしれません。

そうした中、注目を浴びているのが樹木葬なのです。この樹木葬に関しては、時代をさかのばれば平城京の遷都を決断いたしました元明天皇や、近ごろでは1999年に岩手県の一関市の臨済宗妙心寺派祥雲寺の千坂げんぼう住職が樹木葬墓地を開設したことでも有名であります。この樹木葬墓地は、里山再生の役割もあり、景観や植生、生態系も気を配りながら、墓地運営であるからお寺さんがもうけるためのお墓の商売ではないので、だから公営・民営とも人気があり、2012年度に都立小平霊園で販売したところ、すごい申し込みがあり、再度この公園墓地をつくったというような情報です。また、知名度の高いところでは、御殿場市や熱海市などもこの樹木葬、公園墓地を今つくっておられます。

それぞれが生きているということは、死ぬことを考えながらどう弔い、どう弔われたいのか、さまざまな選択肢があると思いますが、選択肢が多ければ多いほど、それぞれ満足のいくような選択ができると思います。

牛久市におきましても、樹木葬に関しての要望が大変多く寄せられておりますことから、ぜひ執行部の皆様にはアンケート等の実施について実行していただきたいと思いますので、そのアンケート等についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 私のほうから、樹木葬についての御質問にお答えいたします。

初めに、樹木葬とは、墓地、埋葬等に関する法律による許可を得た墓地に遺骨を埋葬し、周辺にある樹木を墓標として個人を弔う方法です。家単位でなく個人単位で求めることができ、墓地の継承者が不要であることから、子供のいない夫婦や生涯独身の方、自分の死後に墓の世話をかけたくないという人たちの墓地選びの選択肢となり、近年見られるようになった新しい埋葬方法で、国内では、先ほど議員さんも言われたとおり、1999年に岩手県の一関市に初めて設置されたものです。

樹木葬墓地は、自然を生かした「里山型」と、霊園内に区画分けされた「公園型」の2つに大きく分けられ、現在、全国22都道府県に49の施設があり、多くは寺院や神社、NPO団体などが運営を行っております。公営では、東京都の都立小平霊園、神奈川県横浜市営墓地

「メモリアルグリーン」の2つの施設がありまして、県内では神社が運営するものが1施設あります。

御質問にあった都立小平霊園の場合、樹林墓地全体で27カ所の埋葬場所があり、それぞれの埋葬場所に順次、遺骨のみを埋葬する形になります。この方式は、家としての墓地の継承を必要としない、自然に返るという個人の遺志を実現できること、墓石建立に比べて費用が抑えられるなどのメリットがある一方で、共同埋葬となるため、一度埋葬するとお骨を取り出すことができないなどのデメリットもあります。

現在の市内における墓地の状況を見ると、宗教法人・共同墓地など約200カ所の民間墓地があり、供給可能な墓地が2万区画程度あります。しかしながら、永代使用料が公営墓地と比較して割高であること、石材業者を選ぶことができないなど、利用者側のデメリットがあるのが現状です。

墓地の需要やこれら多様化するニーズを捉え、市営墓地のあり方について調査・研究をしてまいりたいと考えますので、アンケート等もその中で考えていきたいと存じます。御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 本当に、今たくさんのまだ未使用の墓地、永代使用できるような状況にもあるというような答弁ですけれども、やはり人間は自然に返る、そしてまた自然に抱かれて永久にその地で眠るという、そういうロマンの中で、皆さん結構今ニーズが高くなっているということなので、ぜひ早目なアンケートをとって、そしてその情報を市民等に提供してあげる、そういうようなことでぜひアンケート等について具体的にいつごろまでにやってというようなのが聞ければと思いますが、調査・研究だけでは、何か先送りというような答弁でございますので、ぜひいつごろまでにやってくれるというような、そのような答弁が欲しいところです。

○議長（山越 守君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 黒木議員の再質問にお答えいたします。

先ほどもお話ししましたとおり、近い将来、公営霊園については必要になることは認識しております。近隣の公営墓地等の価格等も今調べているところですので、アンケートの時期については今はお約束はできませんが、計画等を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 次に、介護サービスについて質問いたしたいと思っております。

今、通常国会、22日ですか、に終了する、その通常国会におきまして、今回、医療も介護

保険も利用者にとりましては、大変な負担増となる案件ばかりです。このような負担増ばかり、まさに市民の方たちが不安になっているところですが、この介護保険を導入しましたときは、高齢化が進み、家族などの身近な人だけでお年寄りの世話をすることが難しいので、介護を社会全体で担うという目的で、介護のサービスが制度化されたわけですが、今までは日本中、北から南まで同じサービスを受けられていたわけですが、今決まる、２２日に決まるであろうこの法案は、それぞれの自治体が担わなければならないというような案件も出てきておりまして、特に要支援１、あるいは２の方たち、この人たちが今どうしたらいいのだろうというような声が市民の方々から二、三寄せられておりますので、前回の議会に引き続き、質問をするという次第になっております。

この要支援１、２、こういう軽度とされる方々は、来年度、２０１５年度４月から市に段階的に移され、２０１７年４月には完全に委ねられるということでもあります。そして、そのサービスの利用料についても、市が決めることになるということです。それぞれの市町村は大変重い役を担っていくことになるわけですが、このサービス料を他の市町村よりも少しでも安く、そしてよいサービスをするために、皆様の、執行部のお力をかりながら、そしてまた我々議員も市民の声を皆さんに届けながら、そのような中で努力をしていければと考えているところです。

そういう中で、牛久市の要支援１と２の利用状況、また介護度等の１や２の方たちも、今の医療と介護が一緒になっている、今回、先ほど申しあげましたように、２２日に決まるであろう、その法案の中に、軽度の認定、介護された人たちが、その特別養護老人ホームには入所できないというようなことも明記されております。その状況をぜひ、牛久市が、今現状、要介護１、２、そして要支援１、２の利用状況はどんなふうになっているのかということをお願いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護サービスにつきましてお答えいたします。

今回の改正では、要支援１、要支援２の認定を受ける方が利用する予防給付のうち、訪問介護と通所介護を、これまでの全国一律の基準により行われてきました予防給付から、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業へ移行することにつきまして、現在、国において審議中であります。

地域支援事業への移行後は、介護事業者による既存のサービスに加え、ＮＰＯ、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援していくとともに、高齢者自身が支援する側に回ることも想定しております。

この場合、サービスの利用料につきましては、市町村が独自に設定するような形になります

ので、これは市町村の工夫により、現在よりも安い単価で提供することも可能になるかと思います。このあたりについては今後検討させていただきたいと思います。

それと、特別養護老人ホームの関係です。新規入所につきましては、今の始業状況からですと、平成27年度からの制度改正によりまして、特別養護老人ホームへの新規入所は要介護3以上の方に限定され、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として重点化される予定になっております。

しかし、要介護1、要介護2の要介護者であってもやむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市の適切な関与のもとで施設ごとに設置しております入所検討委員会を経て、特例的に入所が認められることとされております。

具体的には、「認知症高齢者であり、常時の適切な見守り・介護が必要な場合」、「独居で家族による十分なサポートが期待できず、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難と認められる場合」などが想定され、具体的な要件設定の詳細は今後引き続き検討されることになります。要介護1、要介護2の要介護者であっても、特別養護老人ホームへの入所が必要と判断されれば、入所することができる制度となる見込みとなっております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今御答弁がありましたように、まさに介護1、2という軽度の人たちの中には、特別養護老人ホームを利用されている方たち、それにつきましては、結構認知症が多く、家族がどうしても見られないというような状況が発生したときに、それは特例として認めていただけるということで理解いたしました。

次に、介護サービスの担い手としての支援や協力をどこに求めるのかということでございますが、国は経費節減のため、ボランティアやNPOなどに委ねるように促す、そのように言っておりますが、要支援1や2の人は、介護を受ける状況にならないための予防策として考慮されたサービスなのでありますから、これが果たしてNPOやボランティアに委ねられてよいものかどうかということでございます。要支援1と2の介護サービスの担い手の支援者や協力者の人材確保をどのようにするのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 担い手の養成につきましては御質問にお答えいたします。

現在、担い手の養成としましては、地域ヘルパー養成講座を社会福祉協議会に委託して開催しております、これまでに366名のヘルパーを養成しております。今後は国からこのような人材の確保についても一定のガイドラインが示される予定となっておりますので、それらを見きわめながら検討してまいりたいと思います。この人材確保というのは大きな課題であると

認識をしております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） その養成の件ですけれども、今後、2025年の団塊の世代等が75歳以上になったときに、その介護職の担い手である、その人たちが大変不足するというようなことが、各マスコミ等で報じられておりますけれども、ちょうど牛久市にはチャンスという養成所があったり、または介護のこの制度ができ上がった当初、市におきまして介護職2級ですか、それを取得させるというようなことを実施されたわけですが、そのような市民を対象にして介護職をいつでもスタンバイさせておけるような制度といいますか、取り組みについて、どのように考えられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護の担い手ということで、御質問にお答えいたします。

今、議員の御質問にありましたように、介護の専門職としての人材も不足してくるという見込みが出ております。また、先ほどお答えしましたように、介護予防の分の一部が今後地域支援事業に移行しますと、地域で支える地域ケアシステムの構築という目標が出てまいります。これは2025年、団塊世代が全て75歳になる、そこまでの当面はその中長期的な視点を持って取り組むことになろうかと思えます。そういう意味で、専門職ばかりではなくて、一般の地域の住民の方もそういう介護のほうの担い手となるような、そういう取り組みが必要になってくると認識をしております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 2015年4月以降、段階的に各自治体に移管されてくるわけですが、この要支援1と2の人たちは継続して、例えば今介護サービス、そういうところで受けている場合は、そこを継続して利用できるというようなことがあるわけですが、新しく要支援、あるいは1、2の方たちになる場合は、どのようになっているのか、その辺につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 今度新しく要支援1、2に認定された方が受けるサービスということでございますが、今予防給付として提供されている中には、身体介護等の訪問介護、また掃除・洗濯等の生活支援、またごみ出し等のそういう生活支援についてのサービス、いろいろな形態があります。今後新しく認定される方につきましては、その方の状態など、あと御家族の状況、生活状況、そういうようなものをいろいろ考えながら、その方に合ったサービスが提供されていくものと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） それでは、今、先ほど冒頭申し上げましたように、今回の医療と介護制度の改正につきましては、その連携、1つにした形で在宅のそういう、必要とする人たちの、方たちを担うとされておりますけれども、今牛久市では、地域包括支援センターというのは、今1カ所ですけれども、今後高齢化が進むと同時に、その利用者も多くなるわけですが、その人たちが安心して、それとその認知されるまで、その介護についてこの地域包括センターは1カ所だけというような牛久市の方針であるかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 地域包括支援センターにつきましてお答えいたします。

現在は社会福祉協議会において地域包括支援センター、市からの委託ということで行っております。今後は地域包括ケアシステムの構築の中心的な役割、担い手になるかと思っております。機能強化を図って対応していくようなことで考えております。新たな地域包括支援センターにつきましては、今のところ予定はございません。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） それでは、（2）の特養への新規入所者の条件緩和であります。

この条件緩和といいますのは、今、先ほど申しましたように、とにかく牛久の地域によりましては、高齢化が進み、そしてまた大変その利用者も多くなっているわけですが、この利用者の中に収入が多い人は、今までの1割負担ではなく、2割負担になるというような方が、その負担増ですね、負担増が出てくるというようなことがやはり報じられておりますが、その2割負担になるような方のこの金額、どのぐらいの収入がある方が2割負担になるのか。そして、また夫婦の場合、それは合算された収入なのかどうか。そういうことをぜひその辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） この制度改正の中で、1割負担から2割負担になる方の条件ということでお答えいたします。

今国のほうで検討しておりますのは、単身世帯の場合に、年金収入が280万円以上ということで、これは合計所得金額としますと160万円の基準を考えているということです。これは自己負担の割合につきましては、個人単位でそれぞれ、例えば夫婦の場合もその方が今の基準を超えるかどうかということで判定になるということで予定されていると聞いております。この金額につきましては、今後法案が成立した場合には、政令等で金額が決まってくるということになっております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 単身の方たちは、一応収入が280万円というようなことなのですから、収入ベースでなくて、所得ベースにしますと、介護5の方が現在ですと35万の3万5,000円が負担、それプラス食事代や施設費等、そのほかに必要に応じておむつ等の負担が出てくるわけなのですから、こういう中においても、やはり大変皆さん、市民の方、収入がないのにこんなに負担ばかり、どうしたら老後生活できるんだというようなお叱りも受けているのですが、まさにこれは国の制度であって、牛久がそれをどうこうするわけではございませんので、ぜひそのうち横出しとか、あとは上乘せという形で、市民の方たちが少しでもその不安、経済的な不安、そういうものを払拭できるような今後の政策をお願いしたいと思っておるところです。

続きまして、最後の質問の中で、特別養護老人ホームへ入所できる人ということで、先ほどもう答弁をいただいてしまったんですね。認知症の方たちは特例として認めてあげるよというようなことを答弁いただきましたので、この辺につきましては、家族が一番、この認知症の方たちの家族が大変な状況になっているわけですね。ですから、その辺の緩和策といいますか、その辺もやはり、その人たち、介護をしている人たちの市民の立場になって考えていただければということをつけ加えまして、本当に一番市民が苦しまなければならない、このような介護制度につきまして、ただ単にお題目だけではなく、市民の安全・安心ということにつながる、そのような執行部の努力をしていただきたいと思います。と思っています。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（山越 守君） 以上で黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時30分といたします。

午後0時15分休憩

午後1時30分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして一般質問を行います。

今回は、子ども・子育て支援新制度について、そして医療・介護総合法について、3点目として、公共施設等の老朽化対策について、3項目にわたって質問をいたします。

私は一括方式、そしてその後の一問一答方式を選択いたしましたので、明確な答弁、よろし

くお願いをいたします。

初めに、子ども・子育て支援新制度についてです。事業計画についての基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

新制度は複雑な制度で、現在の幼稚園・保育園の制度の大改編を狙うものとなっております。特に国は、認定こども園と小規模保育を保育の受け皿として強く打ち出しており、幼稚園・保育園を認定こども園へ変えるよう促進をしております。来年度から全ての公立幼稚園・保育園を認定こども園に変えようとしている自治体もあると聞いております。新制度になれば、介護保険制度のように認定を受けることになり、認定区分により教育・保育などを3つに区分をされます。今は分けられておりません保育時間が、短時間、これは8時間と、標準時間11時間とに分けられます。さまざまな施設形態ごとに職員の配置基準や給食の有無、保育料、今は利用料と言われるそうですが、などの保育基準がばらばらとなり、保育環境も大きく異なっております。

こうした制度は複雑難解で、行政や園の関係者もよくわからないと言うほどです。それを保護者にもまともな説明もないままに国は強引に進めており、やり方や中身も大変問題がある制度と考えます。このまま進めたら、現場は大混乱になるのではないかと、制度の中止を求める声も広がっております。

このように、大変問題を抱える新制度ですが、平成24年、2012年の8月に、子育て世帯のニーズに応じた保育サービスの拡充が少子化対策には欠かせないと、子ども・子育て支援関連法が成立をいたしました。国は成立した法律に基づき、地方自治体に子ども・子育て支援事業計画を消費税率引き上げ時期を踏まえて、平成27年、2015年の4月より5カ年を1期として保育等の需要見込みや提供体制などの事業計画案策定を義務づけました。

策定に当たっては、子供と保護者が置かれている環境や意向等のニーズ調査を実施した上で、各関係者で構成をいたします子ども・子育て会議で意見を聞くなどで進めていくとしております。また、計画の変更などが起こった場合は、子ども・子育て会議で意見を聞かなければならないとしております。

事業計画の主な内容としては、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援について、市町村が定めます区域ごとに、計画期間におけます見込み量、確保の内容、実施時期を定め、また産休や育休後の保育施設等の円滑な利用の確保なども計画に盛り込むようしております。市町村の子ども・子育て会議は、事業計画の策定に意見を述べるだけでなく、支援施策の実態状況の評価等を行う役割を担っております。

そこで、事業計画についての基本的な考え、そして本格施行までの作業スケジュールについてお尋ねをいたします。

2点目には、事業計画の実施に当たって、国基準の上乗せや施策の継続についての考えについてお尋ねをいたします。

そして、3点目といたしましては、保育の必要要件です。保護者や関係者たちの粘り強い運動で、児童福祉法第24条1項が残りました。この1項では、市町村はこの法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働または疾病、その他の事由により、その看護すべき乳児・幼児・その他の児童について、保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育園において保育しなければならないと、保育を必要とする子供の要件を規定しております。市は、公立、私立問わず、これは「わたくしりつ」ですね、保育園に入園する子供については、保育の実施責任があります。保育の必要性の要件について、現在まで決定している内容についてお尋ねをいたします。

そして、4点目では、保育の必要量の下限、特に保育短時間、8時間の下限についてです。保育の必要量とは、子供が保育を受ける保育時間のことをいいます。今公表されております国の基準では、保育の認定について保護者の就業時間の下限を1カ月当たり48時間から64時間以下としております。例として挙げられておりますのが、1日4時間の勤務で週3日の就労で、1カ月では48時間の就労時間を下限としております。このような例が示されております。市では、この保育短時間下限の考えをお尋ねいたします。

そして、5番目としては、放課後児童クラブの基準についてです。国基準では、児童の集団の規模として、児童数はおおむね40人以下とあります。職員の基準では従うべき基準として、支援の単位ごとに2人以上の指導員を配置とあります。そのうちの1人以上は有資格者が必要としております。そして、また施設面積は1人当たりを1.5平方メートル以上としております。このような国基準であります。現在の児童クラブの現状、職員配置、施設面積、そして休養スペース等について、新制度ではどのような点が変更となるのか。現在と新制度になったところについてお尋ねをいたします。

大きな2番目として、医療・介護総合法についてです。

衆議院の厚生労働委員会での医療・介護総合法案が5月15日、強行採決されました。医療・介護の制度を大もとからゆがめる重大な問題が委員会質疑などで明らかになりました。そして、地方自治体からも異議申し立てが続出しているにもかかわらず、数の力で押し通すことは到底許されることではありません。医療・介護総合法案、在宅医療推進のための医療法改正や、介護保険サービスの負担増につながる介護保険法改正など、19本もの法改正から構成をされております。そもそもこれだけの法改正を1つの法案で一括するには大変無理があります。医療・介護サービスの利用にかかわる重大な制度変更を行う上に、医療事故調査の第三者機関への届け出制度の創設など、新たな仕組みを導入するなど、多岐にわたる内容となってお

ります。

この内容の一部として、国が904億円を投入して、各都道府県に基金を設置して、医療・介護サービスへ財政支援をする、また介護が軽度な要支援向き事業を3年をかけて市町村へ移管をする、そして年収280万円以上の人の介護保険の自己負担を1割から2割になど、利用者の負担は増すばかりの内容でございます。特に介護保険の利用者の自己負担引き上げを2割にする根拠としておりました、年金収入が夫婦で359万円、これは年金280万円の夫と国民年金79万円の妻、これをモデル世帯としておりました。このモデル世帯なら負担できるとしておりました家計調査のデータは誤りだったと撤回をいたしました。

厚生労働省が日本共産党の小池 晃参議院議員の追及に、5日、収入から支出を差し引いても60万円の余裕がある。余裕があるので2割負担は可能としていた、これまでの説明は誤りだとして撤回をしたものです。負担増の根拠が崩れております。前代未聞の重大事態です。委員の間でも、審議会で議論をしていた資料が間違っていたので撤回すると言うなら、審議会に差し戻すべきと述べているほどです。

そのようなさまざまな問題のある、この医療・介護総合法ですが、計画を進めるとしております。牛久市の第6期介護保険事業計画、その基本的な考えとスケジュールについてお尋ねをいたします。

そして、今述べました中でも、大変軽度の方の負担が心配されております。要支援1、2の方の対応についてです。平成25年8月に同様な質問をいたしました。その現在の要支援認定者数と現在の認定者数の変化について、ふえているのか、減っているのか。そして、また要支援1、2の中で、認知症と認定されている人数はどれくらいなのか伺います。

そして、地域支援事業です。地域支援事業の内容についてお尋ねをいたします。現行の介護保険では、給付費総額の3%という枠で地域支援事業が運営されております。第6期の介護保険事業計画ではどう改正される予定なのか。今回、市町村の裁量が大きくなって実施をする範囲が変わる可能性が出てきているようですけれども、地域支援事業の内容についてお尋ねをいたします。

そして、大きな3点目です。公共施設等の老朽化対策についてです。

今回、私が取り上げました公共施設等は学校施設を除いております。多くの市民たちがこの取り上げております公共施設等、日常的に利用している場所であり、市民の財産でもあり、大事な地域の社会資本と考えます。この中に載せませんでした、総合福祉センターやうしくあみ斎場などもございます。これらの施設は建設年月日から相当に年数が経過をしております。維持補修を含めました老朽化対策、今でもやっておりますが、適切に講じていくことが施設の運営上も必要なことと考えております。

社会資本の老朽化問題が改めて取り沙汰されましたのは2012年の12月、死者9人を出す大惨事となって中央高速の笹子トンネルの天井板崩落事故です。この事故に対してトンネルの構造上の欠陥も指摘をされておりますが、老朽化に伴う維持管理が十分になされていなかった、この点については共通した見方と言われております。

社会資本の老朽化について正確なデータは存在をしないとしております。例えば道路橋については、全国で約70万本もあるといいますが、その4割の約30万本については建設年度が不明な状態になっており、そしてこの建設年度のわからない道路橋の8割以上が市区町村の管理となっているのが現状だといえます。現在も公共施設等の経年劣化から来る雨漏りや設備機器・配管の破損など発生しておりますけれども、これらの施設の維持管理や改修を一元的に管理できる部署、この部署は現在牛久市の中にあるのかどうか。それぞれの担当課での連携や情報管理を通して一括で管理をしている場所が必要と考えます。計画を持って対応していくことが、財政運営上からも必要ではないでしょうか。

公共施設の老朽化対策の考えをお尋ねいたします。その他市営住宅等については個別に質問を考えておりますので、以上で1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、まず私のほうからは、子ども・子育て支援新制度についてお答えいたします。

まず、事業計画についての牛久市の基本的な考え方でございますが、「牛久市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法と今後順次示される関連法に基づきまして、幼児期の学校教育や保育の量、地域の子育て支援の量の拡充や、質の向上を進めていくことを目的とした計画でございます。また、これまで培ってきました牛久市の教育・保育行政の連続性も踏まえ、地域の特性を生かした取り組みも積極的に盛り込み、さらなる「教育・子育て日本一」を実現していくための計画であると考えてございます。

今後の国の方針といたしましては、「認定こども園」の推進が新制度の狙いとして示されております。現在茨城県では、幼稚園の今後の意向調査を行っておりまして、6月中には意向調査の結果、認定こども園への意向等が公表される予定となっております。

続きまして、事業計画の経過について御報告いたします。今年度第1回目の「子ども・子育て会議」は今月26日に開催いたしますが、この会議の中で昨年12月に実施いたしました教育・保育のニーズ調査の結果を反映し、提供区域ごとの量の見込みや確保方策の検討を行う予定でございます。さらに今後ワークショップやパブリックコメントも行いまして、市民の皆様や事業者からも広く御意見をいただき、年内に素案の策定を行う予定でございます。

続きまして、計画の実施に当たり、「国の上乗せや施策の継続について、保育の必要性の要

件について、それから保育の必要量の下限について」ということで御質問でございますが、須藤議員の御質問でもお答えいたしました、国の政令の公布が一部おくれておりまして、市は国の動向を注視している状況でございます。

御質問の保育の必要性の要件、必要量の基準等につきましても、いまだ政令が公布されておきませんので、現行制度とどの程度の差が生じるのか、現段階では細かいお答えをすることができません。

認定証の発行等、これまでにない手続も新たに発生いたしますが、混乱なく新制度に移行できるように市として努めてまいりたいと考えてございます。御理解いただけますようお願いいたします。

次に、「放課後児童クラブの基準」についてお答えいたします。

現在の牛久市の放課後児童クラブの基準は、平成19年10月に厚生労働省で示した基準に沿って運営されており、職員の配置、施設面積、児童数ともに既に基準は満たしている状況でございます。本年4月に新制度に向けた放課後児童クラブに関する政令が公布され、詳細な部分については今後条例改正等で対応してまいります、基本的には現在の基準と同様であるため、児童クラブの運営が大きく変わることはございません。

休養スペースについても各児童クラブごとに場所を確保するなどして対応しておりますが、基準に沿って運営できるよう今後検討してまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 医療・介護総合法についての御質問にお答えいたします。

まず、第6期介護保険事業計画の基本的な考え方としましては、2025年に向け、第5期で開始しました地域包括ケア実現のための方向性を承継しながら、在宅医療介護連携などの取り組みを本格化していくものであります。計画の内容としましては、2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準を推計しまして記載することになりますので、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることとなります。

また、策定スケジュールにつきましては、秋山議員にも答弁したとおり、日常生活圏域ニーズ調査を合計で5,500人を対象に実施しまして、72%の方から回収をいただいております。3,984人からいただいております、現在その集計・分析作業を行っております。今後はこの調査結果を8月に国から配付される予定になっております介護給付費の見込み量ワークシートの基礎資料として活用しまして、本格的な策定に入ることとなります。最終的には来年1月ごろ、介護保険運営協議会より答申をいただき、条例改正案を平成27年第1回定例議会に上程する予定であります。

次に、要支援1、2の対応につきましては、本年5月末の要支援認定者の内訳は、要支援

1が254人、要支援2が272人、合計526人で、このうち日常生活自立度Ⅱ以上は37人となっております。

要支援認定者に対しましては、平成29年度末までに予防給付のうち訪問介護・通所介護を地域支援事業へ移行することについて、現在、国において審議中であります。

財源構成は国が25%、県と市がそれぞれ12.5%、1号被保険者21%、2号被保険者29%となっております、この割合は現在と変わりありません。

地域支援事業への移行後は、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援していくとともに、高齢者自身が支援する側に回ることも想定しております。

次に、地域包括支援センターにつきましては、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を目的とした包括的支援事業などを一体的に実施する役割を担う中核的機関として位置づけられており、相談業務、権利擁護、さらには介護予防ケアマネジメント等を有機的に関連させて支援事業を展開しております。委託に係る経費は平成26年度予算額4,639万6,000円で、地域包括ケアシステム構築に必要な人員配置等を考慮し、平成25年度よりも増額しております。

最後に、地域支援事業の上限額につきましては、現在、介護給付見込み額の3%以内などとされておりますが、来年度以降は予防給付の地域支援事業への移行に伴い、効率的な事業の実施が推進されるよう見直しすることが検討されております。以上です。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） それでは、私のほうからは、質問3番の「公共施設等の老朽化対策について」の御質問にお答えいたします。

公共施設の老朽化対策は、安全面や機能面等において改善を図ることは当然、今後の施設運営上重要であると考えております。

市内多くの公共施設は、建築後20年以上が経過しており、日常的な維持管理や定期的なメンテナンスを行っております。また、施設管理にかかわる財源の確保につきましても、ここ10年間で財政運営の見直しを積極的に行いまして、行政事務経費を半減させたことで、維持管理に要する経費計上にも安定的に持続可能となり、必要に応じて大規模修繕等を実施するなど、効果的に老朽化対策を行ってきたところでございます。

老朽化対策の実施に当たっては、劣化や損傷などの状態変化の把握、屋上防水や外壁塗装等による老朽化防止対策の有効性の確認に努めることはもとより、空調設備や照明設備等の質的向上や機能の転換についても考慮の上で、効率的かつ計画的に行っていくことが重要と考えております。

厳しい財政状況のもとで、建設部の技術職員が中心となりまして、点検や診断等において施設の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に実施していくことが一層の経費の縮減や予算の平準化につながるため、従来の事後的なものではなく、中長期的な視点に立ち、問題点を未然に防止し、被害拡大を可能な限り抑制して延命化を図る予防保全型の維持管理に転換させていくこととともに、国庫補助金等の制度を活用しながら、より計画的な公共施設の老朽化対策の実施に努めてまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、個別のところで質問いたします。

今、子ども・子育ての支援新制度についての基本的な考え方の中で、各施設のいろいろな形態が変わっていくというふうなことも伝えましたが、その中で、今国のほうでは、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、このようなことがうたわれているのですが、市のほうでもこれを事業計画の中に盛り込む計画があるのかどうか。その辺を伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、国のほうでは、小規模、あるいは家庭的保育、訪問保育という規定を設けて、そういう保育の、いわゆるカテゴリーといいますか、そういう区分を設けてきております。当然先ほどの須藤議員にもお答えいたしましたとおり、既に国からその水準、基準ですね、基準が出ている項目もございますので、その中には当然小規模保育もA型、B型、C型、いろいろ型もございますし、そういったものも含めて市の条例の中で規定していくということには変わりはありません。牛久の場合も同じような規定の方法はつくっていききたいと思います。

ただ、それに対応するその事業者があるかどうかは、またこれは別の話でございますので、一応今のところは国のそういった基準にのっとった形で条例等の整備は進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、部長のほうで、事業計画の中では今既に国から基準がおりてくるものについては当然入れていくという御答弁でした。今まで牛久の中では、小規模保育事業所、それからまた居宅、家庭保育事業、保育ママさんと言われていますね、それから居宅訪問型保育事業、これは前にちょっと事件にありましたベビーシッターではないかと思えますね。それから、事業所内保育、これは地域の子供も対象ということなのですが、このように今までの保育体制、子供たちのそういう子育て支援の体制が大きく変わるということなんですね。

国の制度自体が変わるので、それに合わせて市のほうでも当然それに合わせていくというのが当然だと思いますが、この辺についていつごろまでに検討を予定されているのか、その辺を伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

ただいま御指摘がありました小規模の部分につきましては、今まではいわゆる認可外という形で事業所内についてもそうでございますが、実施されているものでございますので、今後新しい国の制度の中で、市としても同様な基準を設けて、そういう事業者が保育をできるような形は国の指導のもと、つくってまいります。その先の実態として事業者がどうなるかということについては、計画の中では一応そういう保育の区分のニーズ等の調査も出てくるかと思いますが、実際のその参入については現段階ではちょっとわからないというところが本音でございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、ニーズ調査のところで伺いたいと思います。

子ども・子育て支援新制度の中で、既に実施をされたニーズ調査の対象者、どのように把握をし、どのような方法で実施をされたのか。そして、また主な調査項目、調査数の配布数と回収数、期間はいつからいつまでなのか、比較的子供の多い地域、またそうではない地域ごとの違いなど出ているのではないかと、その把握について、そしてまた調査結果の報告と市民への提供体制について考えをお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 児童福祉課長川真田智子君。

○児童福祉課長（川真田智子君） ニーズ調査の対象者はどのように把握したのか、地域ごとのニーズや結果の報告、市民への提供体制についてお答えいたします。

ニーズ調査は、平成27年度から実施する牛久市子ども・子育て支援事業計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みを算出するため、昨年12月17日から30日の期間において、未就学児の保護者1,500人、小学生児童の保護者1,500人、合計3,000人を無作為抽出し、郵送による配布・回収のほか、保育園、公立幼稚園に御協力をいただき、施設にて配布と回収を行いました。回収率は未就学児が回収数872人で58.1%、小学生が回収数801人で53.4%となっております。

調査の項目は、親の就労の状況や、教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や、今後の利用希望を把握する内容で、国が求めている必須項目と、市独自の項目で構成されており、未就学児は30項目、小学生児童は22項目となっております。

現在、このニーズ調査で得た数字と、審議会で示された提供区域である小学校区ごとの子供

の人数をもとに将来人口を推計し、平成27年4月から5カ年の教育・保育・子育て支援の量の見込みを集計しているところです。

なお、ニーズ調査の集計結果については、今月26日に開催する牛久市子ども・子育て支援会議の後にホームページにて掲載する予定となっております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 回収率が58%、それから52%、この数字は40%を大体超えれば、大体大方の調査項目の中ではおおむね皆さんの要求をつかんだというふうに把握をされていると言われておりますが、今の中では、まだ分析結果が出ていないという同僚議員の答弁の中でもありましたが、26日のその会議を待って分析が進んで、その後で市民への提供体制というふうに考えられるのかどうか。その辺ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（山越 守君） 児童福祉課長川真田智子君。

○児童福祉課長（川真田智子君） おっしゃるとおりで、26日の審議会を持ってこちらを確定しまして、その先の審議も含めまして公表していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、事業計画策定に向けた取り組みの中で、経過報告、それはどのような形で行うのかお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 児童福祉課長川真田智子君。

○児童福祉課長（川真田智子君） 計画はどのような計画で策定されるのか、報告の予定についてお答えいたします。

牛久市子ども・子育て支援事業計画は、平成27年4月施行に向けて、昨年度から牛久市子ども・子育て会議において御審議いただき、準備を進めております。今月26日に開催する平成26年度第1回牛久市子ども・子育て会議では、ニーズ調査の結果を踏まえ、本計画の中で最も重要な提供区域ごとの量の見込みを審議していただく予定となっております。

さらに今後、パブリックコメントやワークショップを行い、広く市民からも御意見をいただき、量の見込みの確定と確保方策の検討を行ってまいります。その後、審議会において計画案についても御審議いただき、年内には素案が固まる予定です。

審議会の内容は順次ホームページ等でお知らせしてまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、次の質問のほうに移りたいと思います。

計画実施に当たって、国の上乗せの施策のことについてです。これは保育士の加配、そしてまた障害児の加配について尋ねているものなのですが、現在のところ、保育士の加配というの

は、現行水準は乳児3対1、1、2歳が6対1、3歳が20対1、15対1にすれば認可は加算というふうに言われています。4歳以上は30対1、このような職員配置になっているようですが、これ以外に牛久市独自で、例えば保育士の加配をして保育内容を充実させるとか、そういうような考えについて伺いたいと思います。

そして、障害児のところなのですが、障害児加算というのは国ではないのですが、もし考えられるとしたら、牛久市では考えていただきたいと思いますが、その考えについて伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。

加配の関係につきましては、今現在国のほうで公定価格、仮でございますが、公定価格の価格についてというような指針が、あくまで仮でございますが、出てございますが、その中には議員がおっしゃるように、例えば3歳児の15対1の加算、あるいは保育短時間児童と保育標準時間の児童の区分、2区分になるわけですから、その部分の加算とか、そういったものは現在入っております。ただ、これにつきましては、国のほうでも消費税分の7,000億円を充てるという意味での仮の単価というような示し方もしておりますので、今後おっしゃるような加算、障害児にあってもそうでございますが、ほかの加算が出てくる可能性は、それは国のほうで検討している段階だというふうには考えてございます。

もちろん牛久市といたしましては、当然通常の保育の規定の事業を確保しながら、適正な保育に努めるということは今でも変わってございませぬし、今後もそのような方針に変わりはございませぬ。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、部長のほうから、公定価格の話が出ました。新制度で保育園が受け取る公定価格の政府案が先日公表されております。保育サービスの種類別に定められておりまして、公定価格から利用者負担を差し引いた分が政府、それから自治体から給付をされるとしております。平均的な規模の保育園や幼稚園では、収入が現行より約1割程度ふえると試算をされておりますが、厚生労働省、この施設ごとの公定価格、保育認定を受けた利用者負担を提示した中で、これは新聞報道の中からののですが、3歳未満の子供が利用する場合、保護者の年間推定年収が470万円から640万円では、標準というのは11時間保育をした場合ですね、その保育料が4万4,500円、短時間4万6,900円、こういうふうになりました。年間では約50万円以上の保育料、利用料がかかって、かなりの負担がいく内容と言っております。

先ほど、さきに述べましたが、国では保育園と幼稚園を一体化した認定こども園、こ

れを促進を目指しております。牛久市でも認定こども園1園ありますが、この幼保連携型の認定こども園、ゼロ歳から5歳を対象に、保育と教育に加えまして、地域の子育て支援も担う施設と言われております。しかし、3歳以上の子供は教育を、そして3歳未満の子供たちには保育という、子供にとっては大変混乱する制度ではないかと考えます。

市でも、子育て支援の方針をしっかりと持ち、取り組むべき、再度この事業計画の実施に当たりまして、考え方をもう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。

子育て支援につきましては、今もう既に各保育園、私立も公立も子育て支援の事業を行っております。今後も引き続き公立としても行ってまいります、地域での子育て支援事業、これも13事業のうち、ほとんどが既に実施している事業でございまして、新規で入っている事業といたしましては、利用者の支援というのは新規で入ってございますが、これも教育・保育施設や地域の子育て支援の利用について情報収集と提供を行うとともに、子供や保護者からのそれぞれ利用に当たっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報を提供するというようなことでございまして、既にこれもある意味、今までも実施しているところでございますが、それ以外にも乳児の家庭訪問、それから子育て短期支援事業、ファミリーサポート事業、もう既に市で実施している事業でございますが、その辺をさらに精査しまして、計画の中にうたい込んで子育て支援を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、3点目の保育の必要要件について伺いたいと思います。

保育要件の中に、障害児の保育保障についての考えはどうかお尋ねをします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。

既に公立、それから私立、既に障害をお持ちの子供さんは両方ともお預かりしております。数につきましては、現在19名ほど、市全体です、障害あるいは何らかの多動とか言語のおくれとか、そういったものも含めましてですけれども、お子さんを私立、それから公立で預かっている状況でございますので、当然、今後もお預かりするのは当然だというふうな考えでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、保育の必要性のところで、いろいろと今、国のほうでもネットでいろいろな資料を取り出すことができるのですが、この中で気になることがありまして、育児休業を取得した場合、年長児は一旦退園の扱いになるという記述がありました。上の

子が保育園に在籍しているならば、当然保育の継続は検討すべきと考えますが、この点についてどうなのか、お考えをお尋ねします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。

今でも公立の場合といいますか、市の考え方として、産休明けで上のお子さんが入っているような場合には、すぐに退園を求めるといようなことはしておりませんので、少なくともその年度は引き続きお預かりするような方策をとってございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、国のほうが年長児以外という言い方をしておりましたので、ちょっとこの辺を確認いたしました。

そして、4点目で、保育の必要量の下限、特に保育短時間の下限についてですが、保護者の働き方が今多様化しております。保育の短時間が子供にとってどうなのかということを考えると、やはり基準というものは決めるべきと考えます。下限を設定することで利用制限が発生しないようにしなければなりません。今、ここで御答弁厳しいかなと思いますが、市で保育短時間の下限についての考え、伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。

今後、内閣府のほうから保育の認定に関する基準等も出てまいります。その中で、48時間から64時間という、今の段階です、その幅の中でそれぞれの市町村が定めるということ、今まではなっております。当然市といたしましては、子育て会議のほうの御意見も伺いながら、もちろん保育の後退につながるような時間設定はするつもりはございませんので、具体的な数字についてはおっしゃるとおり、今の段階で私から申し上げることはできませんけれども、考え方として今までの保育が後退するようなことは決してしないつもりでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、現在、保育を受けるのに、最終、働き方、保護者の働き方、何時間を最低の下限にしているのか、その辺を確認いたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。

現在の基準の中では、80時間だというふうに認識してございます。今の段階ですとね。そのように認識してございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、放課後児童クラブのほうに進めます。

設備の中で、専用区画、遊び、生活の場としての機能、静養するための機能を備えたスペース、部屋等を設置の中で基準に向けた対応について伺います。

それとあわせて、職員の配置、現行の基準はどうか、施設面積、休養スペース等の考えについて伺います。現在、指導員はこの基準よりか多くなっているというふうに伺っておりますが、現在の指導員、児童数、そしてまた指導員の数、指導員の有資格者の数は何人か伺います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 遠藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、施設面積及び児童数でございますが、厚生労働省が放課後児童クラブのガイドラインを基準として定めておりまして、そちらの1.65平米以上、1人当たりでございますが、一クラス児童数が40人以下が望ましいということで、これを基準といたしましてクラス編成を行っております。子供の数は964に対しまして、クラス数が23、実際には当日利用される方はこの8割から9割程度のお子さんの数になると思います。

それから、指導員の配置でございますが、こちらは児童クラブの利用児童数にもよりまして、一クラス当たり3名から4名、これは児童の12人から13人に1人の割合で配置しているような数値となっております。

また、休養スペースにつきましては、今現在は児童クラブの教室の端の部分というのですかね、そちらに布団等を用意しまして、隔離をして保護者の、こちらから連絡をいたしましてそれを待つような形、あるいは場合によっては学校の保健室等の利用をさせていただいております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、医療・介護のほうに話を進めてまいりたいと思います。

現在でも、特養ホームの待機者、全国で52万人と言われております。茨城では9,869人、牛久市では同僚議員の答弁で246人とのことございました。5月1日現在の65歳の高齢者の数が2万144人の6.5%に当たる1,325人が介護認定を受けている、これも答弁でわかりました。しかし、今回の法律で、特養の入所要件、介護度3以上にする、先ほどの同僚議員の質問で、介護度1、2でも、その利用要件に合致をすれば、特別養護老人ホームの入居も可能ということもありました。

しかし、大方は介護1、2の待機者、介護者がいれば当然在宅、そしてそのほかは介護老人保健施設や療養型の介護施設、軽費老人施設などに入所し、ひたすら特養ホームのあきを待つしかないというのが現状ではないでしょうか。なぜ特養にと皆さん希望するかは、御存じのよ

うに、他の施設では入居期間が3カ月ぐらしかいられず、早期退所が迫られているのが実態だと聞いております。そして、また今回の地域ケアのことが大きく打ち出されておりますが、日中や夜間に在宅の高齢者を定期的に訪問します24時間地域巡回サービス、これが新設をされておりますけれども、担い手となります介護士や看護師などが、確保が不十分なのが実態です。

そういう中で、掃除や調理などの家事を手助けする生活援助、この時間を大幅に削減し、ヘルパーを疲弊させ、訪問介護事業所には減収をもたらすなど、まさに今国が進めようとしております、この医療・介護総合法は行き場をなくしてしまう介護難民を生み出して、また多くの利用者を排除することになりかねません。本当に必要な人に必要なサービスが行き届くようにするため、介護難民は出さない、つくらないとする市の方針をぜひ打ち出していただきたいと思います。再度この事業計画についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えいたします。

今回のこの医療・介護総合法案の、なぜ今こういうことで改正するかということですが、まず介護費用から見ますと、2012年、平成24年は約9億円とされておりますが、その費用が2025年度には、約2倍の20兆円ぐらい、これは国の推計になりますが、なるというのがまず1点、そういう費用面の問題ですね。

あとは、その2025年に向けて、75歳以上が全て後期高齢者になると、さらにこれから高齢化が進んでいくということで、まず病院のほうの機能もいろいろ検討しなければならない。また、介護保険の施設、今ある施設、これから施設計画を立てながらふえていくということになるかと思いますが、それを上回る認定者が見込まれてきます。

今回の施設支援につきましては、今の案ですと、要介護3以上の方、本当に必要な方に限定してということで、先ほど黒木議員の御質問にお答えしましたが、例外としてはいろいろまた検討はされているようですけれども、そういう状況を踏まえて、今回の改正が行われるものと認識しております。

市のほうでは、当然今度の第6期の計画の中でもいろいろ検討しなければならないところですけれども、予防給付ですね、まず予防を重視して、なるべくこの介護施設、また介護状態になっても重度化しないような仕組みをこれからつくっていく必要があろうかと思います。それで必要な方が必要なときにサービスを受けられるような、そういった仕組みづくりをこれから、先ほども答弁しましたが、中長期的、当面は2025年に向けて、そういう取り組みをしてまいりたいということで考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、次長が御答弁いただきましたが、予防給付という、大変やはり介護にならないために、この予防給付、介護保険では力を入れていたはずなんです。それが今度の改正で要支援1、2、一番必要としているサービスを、地域支援事業、これが全て悪いとは言いませんが、そういう制度改革をして、果たして今度、介護保険自体が、制度自体がもつのかどうかというところを大変私は心配します。予防給付というところ、今まで介護にならないようにここに力を入れていた、この介護保険制度、制度の根幹を本当に変えてしまうというところでは、大変問題があると思います。こちらについてはこれからも取り上げていきたいと思いますので、次に移ります。

要支援1、2の対応、今のところと関連をします。今まで軽度と言われている要支援1、2、要介護1、2にも関係するのですけれども、この方たちがやはり認定を受ける、ケアマネさんなんかで認定を受けるときに、要支援か要介護か、それはもう行ったり来たりをする、そのときの体の、体調の状態によっても、非常にこの判断というのはまちまちだというふうに言われています。その要支援1、2の利用者にとって、ヘルパーという専門職が当たる場合と、ボランティア、NPO、それが全て悪いとは言いませんが、そういう中で本当に対応ができていくのかどうか、非常に心配をするところです。

同僚議員が質問でも取り上げておりました、徘徊をしていた男性が一瞬妻が目を離したすきに出てしまって電車事故を起こし、責任が妻に課せられる、こんな損害賠償の請求の事案がありました。介護施設が不足をする、利用するサービスが不足をする、こういうことが解消されなければ、家族が共倒れとなって、また悲劇が繰り返されることにつながってしまいます。こういう介護保険から地域支援事業へ、市の事業ということで、これは国の制度なので、市としてはそれをできないというわけにはいかないと思いますが、受け皿がない中での進め方、利用者のみならず介護現場、介護事業者への経営にも大きく影響をしまっていると思います。在宅介護に対して国が十分な体制づくりに責任を持つことなしには、この問題は進まないことは明らかであります。

要支援1、2の対応につきまして、次の地域支援事業と重なることがあるのですが、地域支援事業の中で扱いをどうされるのか、伺いたいと思います。

そして、先ほど地域包括支援センターのことも触れていただきましたが、26年度で2次予防事業対象者、これを把握されているのではないかと思います、認知症対策、これを強化するための取り組みだと思いますが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） まず、初めに予防給付のうちの要支援1、2の方の今後のサービスの状況、提供の仕方ということだと思いますが、先ほど黒木議員にも御説明というか、

答弁を差し上げましたが、例えば訪問型のサービスですね、この場合、従来型の身体介護を伴うようなもの、これについては専門職である、今までどおりヘルパーさんなりが対応するようになるかということでは、これについては専門職が担わなくてもいいのかなど。これからのニーズも、これは当然把握しながらとなりますが、そういう取り組み、新しいサービス、どのような方がどんなサービスを必要としているかということで、今後検討していくことになるかと思います。

それと、通所型のサービスについても、例えば機能訓練などをする場合は、これも今までどおり必要なサービス、既存のサービスを受けていただくような形になろうかと思います。また、そのほかミニデイサービスとか、例えばコミュニティーサロンですとか、口腔ケア、そういうものについては今までのサービスではなくて、新しい形態でサービスが提供できるのではないかと考えております。

それと、地域包括支援センターにつきましてですが、ちょっと今詳しいデータを持っておりませんが、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、今年度からその地域包括ケア、予防、2次予防も含めてですけれども、そういう取り組みを強化するために事業費のほうも増額しておりまして、その重要性というのを十分認識しております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、3点目の公共施設の老朽化対策について伺いたいと思います。それぞれちょっと個別に答弁をお願いしたいと思います。

まず、市営住宅についてです。平成24年度に国交省の補助金で長寿命化計画が10年間ということで策定をされております。各市営住宅の現状はどうかということ、入居者数、26年度の補修はどこまでなのか。今後の計画について伺います。

○議長（山越 守君） 福祉業務室長大里真紀君。

○福祉業務室長（大里真紀君） 公共施設の老朽化対策のうち、市営住宅についてお答えします。

平成24年3月に作成しました牛久山市営住宅長寿命化計画に基づき維持管理を進めております。平成26年4月1日現在の管理戸数は8カ所、311戸で、入居者数は、猪子住宅72戸、落合住宅7戸、新山住宅7戸、新町住宅2戸、南裏第2住宅17戸、神谷住宅67戸、南裏住宅50戸、前山住宅39戸、合計で261戸となっております。

施設の改修状況につきましては、平成24年度に神谷住宅1号棟の屋上防水工事、平成25年度には南裏第2住宅の外壁改修工事及び神谷住宅3号棟の屋上防水と外壁改修工事を行っております。今年度は神谷住宅4号棟、5号棟の屋上防水・外壁改修工事を予定しております。

平成33年度までの修繕・改修の計画を立てておりますが、そのときの状況に応じて、入居者が安全に暮らせるよう、建物の維持管理に努めてまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、市営住宅について伺います。

長寿命化計画ということで、平成33年まで計画が立てられております。これは平成24年の2月に保健福祉部社会福祉課のほうで、これは多分ネットかなんかで公表されたのだと思いますが、その中でかなり詳しく年次改善計画等が出ております。特にその中に、もう建てかえが予定をされているのが、落合、新山、新町、猪子、ここが将来、こここのところを建てかえる計画だということが載っております。当然今入居されている方がいらっしゃるので、そう簡単には進まない問題だと思いますが、非常にやはり市営住宅というところで、非常に皆さんの要望、非常に高いところだと思います。

この長寿命化計画、このところにつきましては、予算措置ももちろんそうなのでしょうけれども、これは国交省の補助金ということなので、全体的にどのような補助金のあれですね、内容のものについて伺いたいと思います。長寿命化計画の進捗状況、26年度までこの計画どおりに進んでいるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 福祉業務室長大里真紀君。

○福祉業務室長（大里真紀君） 長寿命化計画の概要につきましてお答えいたします。

この計画は、住宅の長期的な維持管理と長寿命化による更新コストの削減を目的として、平成24年3月に策定したものです。定期点検及び計画的な修繕、耐久性の向上のための改善等、良質な住宅を確保するための総合的な活用方針を設定し、これまでの対症療法型の維持管理から、予防保全型の維持管理へ転換を図るものです。管理する住宅の点検・修繕・改善サイクルを勘案し、計画期間が平成24年度から平成33年度の10年間となっておりますが、5年ごとに見直しを行ってまいります。しかしながら、実情により見直しが必要なときには、日常の点検作業を通して積み重ねたデータをもとに計画の見直しも行う予定でございます。

進捗状況といたしましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、計画に基づき今年度も進めてまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、次の施設の生涯学習センターについて伺います。

維持補修、そしてまた改修計画があるのか、ないのか、伺います。生涯学習センターは範囲がいろいろ広いので、中央生涯学習センター、それからエスカードとか、三日月とか、奥野についても伺います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） それでは、遠藤議員の生涯学習センターの老朽化対策ということでお答えをさせていただきます。

各生涯学習センターにおきましては、これまでも老朽化に伴う維持補修工事ですとか、機能回復工事も実施してきておりまして、特に中央生涯学習センターにおきましては、空調用の熱源設備、高圧受変電設備、そして舞台装置などの設備の更新に既に約5億円を投じておりまして、中長期的に改修を継続的に実施しているところでございます。

また、エスカード生涯学習センターにつきましては、昨日の田中議員の一般質問にもお答えしましたとおり、22年度、23年度の2カ年をかけまして、機能回復、老朽化に伴う機能回復ということでリニューアルの工事を行ったところでございます。

また、その他の生涯学習センターにつきましても、計画的に改修工事というものを行っていく必要があるという認識を持っているところでございます。

各センターごとの現状と計画について御説明をいたしますと、まず中央生涯学習センターにつきましては、鉄筋コンクリート造で昭和62年3月の竣工ということになりまして、既に27年が経過しております。建物そのものはもちろんですが、空調設備などにおきまして、劣化・老朽化が顕著になっているような状況にございます。特に既存のトイレの機能、デザインの古さ、文化ホールの女子トイレの不足の解消という点につきましては、利用者の皆様から強く要望が寄せられているという現状がございます。

そこで、これら懸案事項の解消と耐用年数、目安以上の長寿命化を図るため、いつ、どこをどのように改修していくかを把握する目的で、昨年度、中央生涯学習センター改修工事实施設計業務及び中長期営繕計画策定業務を委託発注いたしました。内容といたしましては、早期に改修すべき空調調和機器とトイレ改修の実施設計を作成を行いまして、そのほかの改修工事につきましては、平成31年度から平成34年度までに施工する部分を中期営繕、それ以降、平成35年度以降に施工するものを長期営繕と定めまして、それぞれの計画を現在策定しているところでございます。

続きまして、三日月橋生涯学習センターについて御説明を申し上げます。こちらのセンターにつきましては、鉄骨造2階建てで昭和59年の4月に竣工ということで、既に30年が経過しました。今後、建築、建物そのもののですね、電気、給排水設備等の現状を把握しながら、改修プランというものを作成していく必要がございますが、昨年度から進められておりました牛久駅西側地域の基本計画、このたび答申が出ましたけれども、そちらのほうにもこの三日月橋生涯学習センターは単なる生涯学習活動の拠点というだけではなく、観光拠点としての有効活用なども期待されているということで位置づけをされていることから、関係各課の計画とも整合性を図りながら、計画的に改修等を進めてまいりたいと思います。

また、奥野生涯学習センターにつきましては、鉄骨造平屋建てで平成元年4月の竣工、こちらは25年が経過ということになります。三日月橋生涯学習センター同様に、建築、電気、給排水設備等の現状等を十分把握いたしまして、改修計画を作成してまいりたいと考えております。

なお、三日月橋生涯学習センター及び奥野生涯学習センターにつきましては、今年度中に太陽光発電設備工事を実施いたしまして、非常時電源の確保も図ってまいることとしております。

今後も各施設の適切な維持管理を通しまして、予防保全に努め、市民の皆様の生涯学習の機会の提供を行ってまいりたいと思っています。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、生涯学習センターのほうは、かなり年数もたっております、市民が多く利用するところでは非常に維持管理について、年数も経過をしておりますので、相当きちっとチェックをしながらやっていただきたいと思います。

それで、次には保健センターについて、保健センターは維持補修、改修計画があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 健康管理課長中村友子君。

○健康管理課長（中村友子君） 保健センターについてお答えいたします。

市民の健康づくりの拠点として、各種集団検診、相談、教室、講座を実施いたしております。昨年からはエネルギー対策として太陽光発電設備の導入や、同時に蓄電池の設置を行い、災害時の対策拠点となる機能が充実されました。補修管理に関しましては、定期的な保守点検を実施しており、施設のふぐあいを確認した場合、補修工事などを予算化し、対応しております。今年度は玄関前天井ほか塗装工事と、受変電設備における変圧器の交換を実施する予定です。

今後も利用者の安全、快適性などを考慮した点検・補修を計画的に実施してまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 保健センターにつきましては、検診とか、子供たちの問題も含めまして、大変多くの方たちが集まる場所でありますので、補修の問題につきましては、その都度やはり対応をしていただきたいと思います。

次に、クリーンセンターについて伺います。クリーンセンターは非常に金額的にも張りますし、たしかここは長寿命化計画というのが策定をされていると思いますので、その内容、維持補修、改修計画について伺います。

○議長（山越 守君） 環境部長八島 敏君。

○環境部長（八島 敏君） クリーンセンターの改修計画の御質問にお答えいたします。

平成11年4月に竣工しましたクリーンセンターは15年が経過しております。これまでの維持補修工事や点検整備により、施設能力は維持されているものの、経年劣化の進んだ設備機械も多くございます。ごみ処理施設を所管する環境省は、既存施設の耐用年数の先延ばしと温室効果ガスの削減を求めており、これらを達成するため、長寿命化対策を実施する自治体に循環型社会形成推進交付金を交付しております。当市では、この交付金を活用して、平成25年度に今後15年間の操業を目標とした長寿命化計画を策定いたしました。

その主な内容としましては、温水の有効利用を図るエネルギー回収の向上、電気使用量の削減を図る省エネルギー化、劣化している機器の更新を図る信頼性の向上、これらを目標としております。

今後の改修計画でございますけれども、これらの改修計画につきましては、交付金を活用いたしまして、平成26年度、本年度でございますけれども、生活環境影響調査、それと工事発注仕様書の作成、これを予定しております。これらの準備が整い次第、平成27年度から改修工事に着手していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） ここで、遠藤議員並びに執行部に申し上げます。質問時間、答弁時間ともに残りが少なくなっております。可能な限り簡潔明瞭に進めていただくようお願いを申し上げます。遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、クリーンセンターのほうですね、今御答弁の中にありました循環型社会交付金ですか、ちょっと聞き取れなかったのですが、その交付金の内容について伺います。予算についても伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 環境部長八島 敏君。

○環境部長（八島 敏君） 循環型社会形成推進交付金につきましてお答えいたします。

循環型社会形成推進基本法に基づく交付金でございます。この交付金の対象事業の中に、ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業、こういったものが含まれております。今回はこの基幹的設備改良事業、これによって交付金を受けてございます。

交付金につきましては、事業費の3分の1が交付される予定でございます。その交付の要件としましては、省エネルギーが強く求められており、二酸化炭素排出量換算で改良前の3%以上の削減、これが条件となっております。今回作成いたしました長寿命化計画におきましては、省エネ機器等の導入、こういったものにより二酸化炭素が削減できる、3%以上の削減ができる内容となっております。

それと、予算等につきましては、別途お答えしたいと思います。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、簡潔にということですので、図書館について維持補修、

改修計画があるのかどうかお尋ねをします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） それでは、中央図書館の改修計画についてお答えをいたします。

中央図書館につきましては、平成4年12月に竣工して、本年度におきまして22年目となります。これまで部分的な修繕は行ってきましたが、平成19年度に空調の配管の大規模な入れかえ工事を実施したほか、大規模な工事というのは行っておりません。しかしながら、建築から22年目ということで、今年度新たに営繕基本計画を策定しまして、計画的に改修のほうを進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、最後に体育館の問題について、体育館につきまして維持補修、改修計画があるのかどうか伺います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） それでは、体育館の維持補修に関する御質問にお答えいたします。

運動公園につきましては、昭和56年10月に供用開始を行いましてから33年が経過、その中の体育館につきましては、平成5年10月供用開始から、ことして21年ということになっております。今後、平成31年の国体に向けた中で、さまざまなふぐあい部分の改修を行う必要性がありますけれども、長寿命化計画に基づきまして屋根の防水工事、空調設備、音響設備等の交換も必要になっておりますので、計画的に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今さまざまな公共施設について維持補修、改修計画、長寿命化計画、それぞれに丁寧にお答えいただきました。今お話も皆さんお聞きになってわかっていると思いますが、かなり公共施設が老朽化をしています。維持管理などで相当費用がかかっています。国の補助金とか交付金を活用しながら運営していく方法を今とられているというのは周知のことなのですが、こういう中で、やはりそれぞれが、牛久市の中でどこか一括で管理できる場所、そういうところが本当に必要ならば、今のように1人ずつの担当の方にお答えいただかないでも非常にわかりやすいのではないかというふうに思います。

財政調整基金取り崩し、それから国の補助金、そういうものを活用しながら、非常にやっていくのですが、その中でも財源が減少に、税収が減という、そういうような予測の中で、こういう施設の維持補修、維持管理、そういうことが非常にやはり今後、市の財政を圧迫しないよ

うに、要因とならないように、公共施設の老朽化対策は待ったなしということで、非常にやはり計画的に維持管理をこれからもしていただきたいことを要望して、質問を終わります。

○議長（山越 守君） 以上で遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時5分といたします。

午後2時53分休憩

午後3時05分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 日本共産党の鈴木かずみです。一般質問、今回初めての一问一答方式で行います。よろしくお願いします。

1つには、保育行政について、2つには、市民のためのまちづくりについて、3点目は、奨学金についてと、大きく3点の質問をいたします。

最初に、保育行政についてです。

児童福祉法におきましては、第1章第1条、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるよう努めなければならない」、2項においては、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」、第2条におきましては、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とあります。こうした基本点に基づきまして、また市民要求に根差した保育行政が望まれるところです。

そこで、まず市の保育行政の現状について、公立と私立の保育園の状況、保育士の常勤・非常勤の割合等について伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

市の保育行政の現状についてでございますが、本年4月にひたち野うしく地区に民間保育園2園が開園し、市内の認可保育園数は公立保育園5園、定員が520人、民間保育園が11円、定員1,394人となり、合計で16園、1,914人の定員となりました。また、6月1日現在の保育児童数は公立保育園で437名、民間保育園で1,143名、合計1,580名となっております。4月1日現在の保育園で働く保育士につきましては、常勤の保育士が公立は21名、民間につきましては144名、非常勤の保育士が公立は91名、民間は65名で、常勤と非常勤の比率は、公立保育園がおおよそ2対8、民間保育園が7対3となっている状況

でございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 昨日、クローズアップ現代で、今あらゆる分野で人手不足で人材争奪戦が激化しているというような放映がありました。企業ではパートの正社員化、パートも1,000円から1,300円と上げなければ人が集まらない。セミナーも開かれていて、人を育てる力が求められておりまして、褒めて褒めて育てて人材を定着させることに物すごい力を入れているということでした。思わず牛久市の人材育成について脳裏をかすめた次第です。市長、随分時代は急速に変わっていますが、大丈夫でしょうか。

保育士においても同様です。子供の保育という仕事は、人間の全面発達保障に責任を持つことで、単なる子供と遊んでいればよいといった低次元な発想から考えてほしくないのです。資格を持った正職員の確保、重要なポイントとなります。今の御答弁の中でも、民間では正社員が、非常勤ということでは7対3、大変多いわけですが、公立では2対8となっているとのことでした。また、この保育士が引っ張りだこの状況ということでは、保育士不足も御多分に漏れず全国的な課題となっております。15日付の広報でも、公立保育園の非常勤職員の募集が掲載されていますけれども、牛久市の保育士の確保はできているのか。公立・私立ともどもどのような状況になっているのかという点についてお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

広報紙で募集もかけてございますが、現状の法律的な定員、これは定員といいますか、配置については全てクリアしてございます。さらに今後の増等も含めまして、必要な人員を募集しているところでございますので、公立・私立それぞれ定員の確保はできていると。ただし、今後のそのゼロ歳児等は予定入園といいますか、その後入ってくる等もございますので、各園とも募集しているという状況はあると思われまふ。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 常々私も言うておりますけれども、保育士についてもやはり条件のよいところに流れるという、そういう傾向もあるかと思ひますので、今後とも市民のニーズにんえ切れなくなることも起きてくると困りますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

待機児童数について伺ひます。1つには、国基準は個々人の事情の考慮なしで待機児童を数えると聞きましたが、例えば兄弟がA保育園にいますので、下の子もA保育園に入りたいとか、またどうしてもB保育園を希望する、こうした利用者の希望を考慮することはしないのが、国の待機児童数の数え方なのですが、この国基準では、牛久市はどうなのか。また、一方、希

望する事情などを全て考慮して、希望する保育園に申し込みをしたけれども入れない待機児というのが何人いるのか。待機児童数の状況について伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

6月の判定会議の状況でございますが、議員がおっしゃるように、国の基準に当てはめれば、牛久市は待機児童はゼロでございます。ただし、6名の方が今お話があったように、第1志望しか記入しない、いわゆるそこしか、そこにぜひ入りたい、それ以外は入らずにみずから保育するだとか、そういった事情、近くの保育園に入りたい、もう少し行っていたいただければあきがあるのに、やはり近くがいいというような、そういった方は6名ほどいらっしゃいますが、そういった国の基準で言えば、待機児童は4月以降ゼロでございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 利用者の要望を開けば6名ということですが、まだ6月の時点で6名ということであります。今後ふえる可能性があるのか、またどう予想してどう対応するか、その辺について伺いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

当然今後も牛久市はお子さんが生まれてまいりますので、ゼロ歳児の入園等は当然今後も出てくるもので、これは間違いございませんので、そういった意味では、この待機のぐあいですね、それぞれ年齢ごとのあき状況はそれぞれ違ってございますので、一概には申し上げられませんけれども、待機児童は毎年ですけれども、年度の後半になればふえてくるといいますか、その数は少しずつ膨らんでいくのが現状でございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） これまで待機児解消という目的で保育園の増設がかなり大幅に進んできたわけですが、人口増といううれしい悲鳴のもとで、新しい私立保育園、また社会福祉協議会での民間化などで対応ができていると思われますけれども、ひたち野うしく地域を中心に考えて、今後の乳幼児の増加現象というのはどのように見ているのか。もうこのぐらいで牛久市はいいのではないかというような考えなのか、またそういう新設というようなことも私立のほうの要望等があれば考えていくという段階なのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

特にひたち野を中心に若い世代の転入がふえているのは、これは牛久市の現状でございます。

す。それと、先ほどの議員にも、子ども・子育て関係の御質問でお答えいたしました。ただいま学校ごとの圏域に合わせたニーズ調査、それから将来的な予測、そういったものを現在立てているところでございますので、もちろんそれは県・国に報告して、最終的に市の事業計画として酌み上げるわけでございますが、現時点ではその数字を見ながら判断していかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 次に、大きな2点目で、「将来的にも住民が安心できる保育行政について」というところに移りたいと思います。

私は4月末に行われました全国の第38回自治体政策セミナーというのに参加をしてまいりました。その中で、全国で起きている事例で気になることがありました。保育園だけではなくのですが、いわゆる公的施設の民間化が全国で行われてきているわけなのですけれども、それに共通する問題として聞いてきました。

1つには、指定管理者制度の問題です。10年たったわけですが、住民のライフサイクル全体を通して福祉の増進を図るためということで設置されました公の施設の管理、これは企業など民間事業者の参入を認めて経費節減を徹底して、それを担う団体を3年から5年ごとに選定していく制度であります。全国的に公共施設でそういう民間化という動きが進む一方で、指定管理者を撤退するようないきなりあちこちで起きているということです。牛久市では指定管理者についてはまだそのような問題は発生していないと思いますが、これは今後の保育園も含めた公共の施設について考えるときに、参考にするべき視点だと思ったわけです。

牛久におきましては、保育園については現段階では待機児解消のためということでは、今年度も2園開園し、皆さん頑張っていっていただいておりますことは十分に承知しております。公立5園、私立11園、3分園を加えますと19カ所、1,914名ということで、牛久市の保育体制は民間の援助なしにはここまで達成することはできなかったのかなというふうに思います。

しかし、私が今考えておりますことは、人口減少が叫ばれている中で、今は牛久市は大丈夫なのですが、いずれ将来的に子供が少なくなっていく段階で、全ての保育園が民間であって、公立が全くなくなるということになりますと、後の保育の保障ということがなくなることもなりかねないというふうに思うわけです。当然私立は赤字運営になれば撤退せざるを得なくなることも将来的に容易に想像できるわけです。

また、今後の方向として、市長は残る全ての公立保育園を社会福祉協議会に移行して、牛久市の保育園を全て民間化するというような、声高な答弁を過去において聞いたこともありますが、これでよいのでしょうか。この考えに変わりはないのかということについて伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

「将来的にも住民が安心できる保育行政について」ということでの御質問でございますが、公立保育園は、順次牛久市社会福祉協議会に移管し民営化をしております。

社会福祉協議会の保育園は、限りなく公立の保育園に近い運営を行っておりまして、準公立の保育園と考えております。また、市内に複数の園を運営することで、人事異動や災害時の相互援助も可能となり、保育の継続性の観点からも有利と考えております。

平成16年度に国の補助金制度が大幅に変更となり、公立保育園の建設費や運営費に国や県の負担金や補助金が交付されなくなりました。負担金や補助金が廃止されたことにより、園児1人当たりの平成24年度決算による年間経費は、公立の約114万円に対し、民間は約97万円となっております。ここから国県補助金及び保育料を差し引いた市の負担額は、公立保育園が約90万円に対し、民間保育園は約30万円であり、民間は公立に比べ約60万円負担が少なく運営できているのが現状でございます。

これを本年度の公立保育園定員の520人に置きかえますと、年間約3億1,200万円の経費が削減されるということになります。この経費で待機児童解消のためのさらなる保育園整備や子育て支援の財源に充てるということが出来るものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 財政面からだけで福祉を考えるのかということがあります。社会福祉協議会に全て移行することなのですけれども、現在でも社会福祉協議会の事業、約50近い事業を行っているわけです。さらに保育園を抱えている市町村、市町村といいますか、社会福祉協議会は非常にまれであります。負担は非常に大きいと考えます。今後、高齢化に対応しなければならないさまざまな大事業もかかってくるわけで、公立保育園を全て抱え込むほどの体力はないのではないかと思います。かなり困難なことをおっしゃっているのではないかというふうに思いますが、本当に社協に全て移行するという考えなのか。また、行政の行うべき基本的福祉の考え方ということについて伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。

財政面からだけというお話でございますが、福祉であっても、財政面を考えていかなければならないというふうに考えております。それを考えるからこそ、よりよい福祉につながるというふうに考えております。

それと、社協でございますが、保育園を既に向台のふれあい保育園、それから奥野さくら

ふれあい保育園という実績を上げておりまして、体力はつきつつあるというふうに考えてございます。負担という考え方ではなく、それを糧に経験としてさらに体力をつけてもらうように指導してまいりたいと思っております。

したがいまして、引き続き順次、社会福祉協議会への移管は進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 3億円が浮いたということなのですけども、それが必ずしも子育てのほうに回るという保証はないのではないかと思います。土地購入のほうに回されたりすることもあるわけですから、その辺はいいですけども、今後ともチェックをしていきたいところです。

次に、「公立の良さ、私立の良さ」についてどのように考えるかということに移りますが、牛久の保育園、私立であっても法人ですね、社会福祉法人であったり、医療法人であったり、学校法人と、そういう形でその整理が進んできているということに対しては、今のところよかったかなというふうには思っていますが、どこの民間保育園も頑張っていると思います。

しかし、その私立保育園は、あくまでも赤字を出さないということが経営上必須課題の一つであることは明白でありまして、将来その、先ほど言いましたような人口減少にどうやって対応できていくのかなという、赤字になれば民間ですから、ほかのこともいろいろ考えて、それを補填するとか、さまざまなことを考えていくような事態にもなると思います。

そこで、そうした近い将来じゃなくて、遠い将来になるかと思いますが、不測の事態に備える意味でも、公立保育園の役割、もう一度考え直してみる必要があるのではないかなと思うわけです。住民にとっては、公立保育園というのは子供の保育をどんなことがあっても、行政が責任を持って見てくれる、そういう安心感につながるものがあると思われれます。住民目線で考えていただきたいと思います。

そこで、公立の役割ということでもあるわけなのですが、例えば災害時の対応については先ほど社協でも対応ができるんだというようなお話がありました。それから、障害児保育、これも大変重要なことで、先ほど同僚議員の答弁でもありましたけれども、牛久市内で19名ということでしたが、これについて公立・私立分けて、軽度の障害児の保育が何名なのか、また重度の障害児の保育が何名なのかということについて伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 続きまして、「公立の良さ、私立の良さ」についての御質問にお答えいたします。

保育内容につきましては、公立も民間も差はなく、垣根はなくなっているのが現状でござ

います。以前は障害を持ったお子さんは公立保育園で保育しておりましたが、今では民間保育園でも数々の経験からノウハウを得て、積極的に受け入れております。

また、保育サービスの面で見ますと、延長保育は公立が19時、民間は20時まで、ゼロ歳児保育、子育て支援センターの設置、休日保育等民間保育園のほうがサービスが充実してきております。

今後とも多様な保育ニーズに応えるため、公立保育園を順次社会福祉協議会の運営する認可保育園として整備を行いまして、子育て支援の充実に努めていく所存でございます。

それと、冒頭に社会福祉法人での経営ということがございましたが、もちろん保育園は社会福祉法人としての、税制上のこともございますが、それぞれ皆様、志を持った方が、組織が保育園を経営を始めてございます。そういう意味では、私と公立と、何ら変わる部分はないというふうに考えてございます。

それと、障害児の入園状況でございますが、公立で15名、それと現状でございますが、私立で4名、先ほども答弁申し上げましたが、19名を受け入れてございます。このうち特に細かい分類まではしておりませんが、ダウン症の方、あるいは多動、自閉症の方、あるいは脳性麻痺による肢体不自由児、発達のおくれ、あるいは理解力のおくれというふうに、いろんな状況の方がいらっしゃいます。特に区分分けをしているわけではございませんが、現状としましては19名の方を受け入れているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） この軽度ということで認識してよろしいのでしょうか。重度の方はいらっしゃらないということでしょうか。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 重度になるかと思いますが、特別児童扶養手当の1級を受けていらっしゃる方ですからある程度、1級と2級を受けていらっしゃる方ですから、例えば脳室周囲白質軟化症で肢体不自由の方ですか、1級ですから重いと思われます。それと、脳性麻痺による肢体不自由の方もお子さん1人いらっしゃいますね。それと、2級はダウン症の方で、独自の2級を受けていらっしゃる方、そういう意味では中重度といえますか、重い方もお預かりしているという状況でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） それは公立ですか、私立ですか。2名ほど重度というふうに思ったのですが。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

1級の方お2人は公立、それと2級の方お1人については私立でお預かりしております。
以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 非常に公立で全体で15名、私立で4名、この私立でかなり重い障害児を受け入れるということは、非常に困難なわけですね。加配もない中で、本当に軽い人でなければ私立では受け入れられないという現場の意見を聞いたことがあります。ですから、やはり公立でなければならない、この障害児保育の重さということがあると今改めて認識をした次第です。

また、病児・病後児保育についてもいろいろ民間にかなり委ねようとさんざん模索をされているようだけれども、なかなかうまくいっているというふうには思えないのですが、そうした点で、やはりこの障害児保育と病児・病後児保育、この2点については公立としての行政の責任、これを放棄してはならないのではないかと考えますが、この点についてどう考えるのか伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。

私立で障害児をお受けいただいているところの園が3園ほどございますが、そのうち2人をお預かりしているのは、牛久ふれあい保育園でございます。いわゆる社協の保育園でございます。そういう意味では、先ほど答弁申し上げたように、社会福祉協議会が準公立と申しますか、そういったものをお受けする役割としても社協への移管が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

それと、病児・病後児につきましては、現在、体調不良型につきましては、それぞれの園で実施していただいているところで、いわゆる正式な病児・病後児につきましては、現在、医師会のほうと最終調整をしております。みらい保育園のほうで、そういった施設整備を行っておりますので、現在のところ、医師会との最終調整に入って、今後実施されるものというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） こうした問題について、市の子ども・子育て会議で論議がされているのかどうかということについて伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

子ども・子育て会議の中では、現状の分析ということで、子供さんの現在の入園の状況とか、そういったものを報告して、現状の把握に努めていただいて、それとニーズ調査を合わせ

て今後の事業計画をつくるということでございますので、こういったものも、どこまで細かい数字をといることはあるかと思えますけれども、現状把握の中にこういったことも含まれているというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 障害児保育、それから病児・病後児保育等々、その保育のその重さといいますか、その辺を考えましても、やはりお金がかかる、かからないという視点だけで考えるべきではないというふうにまだ私は思っております。やはりその福祉の心を持った市政のあり方ということにかかわる大事な視点なので、どうか十分なる御検討をお願いして、次の質問に移ります。

2点目、市民のためのまちづくりについてです。

市民がどういうまちづくりを望んでいるかということですが、今住んでいる人たち、住民にとってのさらに暮らしやすいまちづくりというのが基本ではないかと考えております。特に牛久市にとっては、今高齢化社会、若年層も住み続けられるための喫緊の課題として、牛久駅西側地域整備基本計画、これが5月の24日ですか、答申がホームページで公表されております。この計画書の目的につきましては、牛久駅周辺の中心市街地の活力を取り戻す政策は、全市を挙げた喫緊の課題となっている。社会的な背景を踏まえて将来的にも持続する活力を再び取り戻すために、牛久駅を中心とした西側地域のまちづくりの整備方針や方向性を各部の連携はもとより、実現に向けての計画を市民と協働で明確化して、検討・策定することを目的とするというふうになっておりますが、大変膨大な内容でありまして、単なる活性化などというくりにできない問題を抱えていると思うところです。

そこで、まず現状認識について、駅周辺の地域でありながら、にぎわいの創出、インフラ整備のおくれなど、これまでも指摘されているところですが、どのように意見の集約をしたのかを伺います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） それでは、今の御質問にお答えいたします。

基本的に今のおっしゃいました西側の基本整備計画でございますが、これにつきましては、答申の中身を申し上げますと、背景としてやはり高度成長期以来、早い段階で住宅が環境整備されて、ベッドタウンとしての牛久市の発展を支えてきた西側地区でありましたが、それが昨今のさまざまな状況によって、今現在、将来的に危機感を持つような地域になっているというのが現状でございまして、それをてこ入れすることによって、今後の牛久市全体の将来に向けた問題解決になるということで、モデル地区ということを念頭に置きながら、いろんなさまざまな施策を展開しようとしているところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 非常にその課題が山積みというふうに捉えられる内容ではありますが、駅周辺に限った課題でも非常に大きな問題がありますね。一昨日の本会議でも、同僚議員の質問に対する答弁の中で、西側地域に9月にカスミが出店することになって、イズミヤの撤退ということも予測され、エスカードビルの再編も課題となる状況であること。また、エスカードビルの再編ということに関しては、商業施設のみではだめで、プラス分か、プラス行政などという拠点ということも考えられるとの、この答弁もあったわけですが、この問題は非常に差し迫った課題となってきたのではないかと思います。

ただいまのような国のモデル事業ということで、その基本計画を立てて、それを先行させているというふうにも受け取れるわけなのですが、実際にはそのもっと目先に変な問題が今振りかかっているのではないかというふうに感じているわけなのですが、初めにこの基本計画の実現に向けたプロセスについて伺っておきたいと思います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 基本計画のそのものが今ございませんので、皆様には御理解いただけないかもしれませんが、計画の中では、短期、中期、長期ということで、3年、5年、10年という大方の目安を設けまして、協議会の中で出た御意見をまとめて、問題点及び解決策ということで、考えられる施策を一応のせてございます。

それにつきましては、もちろん短期的なものについてはどんどんできるものから社会実験等をして、いろんな御意見をいただきながら、物になったり、反省してもう一回改良したりというようなこともございます。ただし、最終的にどうなるべきかという姿をしっかりと見据えた上で、全てのことが始まるということでございまして、エスカードビルのでこ入れにつきましても、協議会の中にそれなりのコメントはしてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） モデル事業ということなのですが、一大プロジェクトですよね。私は、ことは3月議会の中で、まちづくり会社が行うというので、その本体となる牛久市都市整備推進法人、牛久都市開発株式会社について質問をいたしました。市長が代表取締役となるまちづくり会社ですが、この膨大な計画を莫大な税金の投入によって実施する計画となっておりますが、牛久都市開発株式会社、これは本当にやれると見ているのかどうかということですね。この牛久都市開発株式会社は、これまでエスカードビルの管理運営とか、貸し館業務等々しか市民の目には見えていないのですが、いきなりまちづくりという大きな課題、現状認識からすると膨大な課題に本当に取り組めるのかということが疑問になるわけです。

3月議会の市長答弁では、まちづくり会社として牛久都市開発株式会社を指定した理由につ

いて、国や市の補助金を得るためというような答弁がございました。市長のおっしゃるように、まちづくり会社をつくったのは、あくまで補助金をもらうために、とりあえず形をつくるためにつくったのかどうかということについてお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 国土交通省都市局におきまして、中心市街地活性化に関する新しい施策の中で、より地元根差した地域の意見を反映した形でスピーディーに事業を展開できないかということで、新しく新法成立を目指したのですが、旧法の改定ということで今進んでおります。その中で、制度づくりといたしまして、従来のその地元の盛り上がりを統括する形で、そういったまちづくり会社と言われる、これは俗称ですが、整備法人を設立することが前提条件になっておりまして、その流れに乗って設立をして、補助金申請等をして事業が進んでいるというところでございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 今のお話ですと、新しい事業ができるから、そのために準備としてこの体制をとっていることのひとつとして、この基本計画をつくっているというようなお話を前に伺っていたのですけれども、今のお話ですと、その新しい法律はできなくて、従来のその法律を改正する形でというようなふうに聞こえたのですけれども、もう一度確認したいと思います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 従来の流れをより弾力的に進められるということを念頭に置きまして、やはり地元の地域の方の盛り上がりというものをなるべくスピーディーに実現するためには、こういった施策がよからうということで、関係するところについては変更点になってございます。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） どうもその辺がちょっといまいよく理解できないのですが、これは後ほどもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

次に、「市民要望とモデル事業について」というところに入りますが、市民のまちづくりに対する要望は何なのかということなのですけれども、市政における基本というのは、住民が主人公ですから、民間会社とするまちづくり会社が何をして市民の願いに応えるのかということが大変疑問なわけです。牛久二小地区のまちづくり協議会が開催されて、先日私も傍聴をしてみました。高齢化が進んでいるつつじが丘、第2つつじが丘を先行モデル地区と想定して、まちづくり事業をイメージして、実際に町歩きをして意見を出し合うということですが、非常に熱心に座長の二井先生を初めとして論議がされておりました。

出されている意見の中で、印象に残ったところが幾つかあります。1つには、歩いてみて、もっと悲惨なところで建物だけが並んでいる町かと思っていたが、非常に緑が多く、住宅地としては魅力的である。それから、意外に新しい家が建っていることに驚いた。そして、区民会館が2つあって、地区社協が1つあるけれども、地区社協で無料のたまり場を提供しているが、利用者がほとんどいない、もったいないのではという意見も出ている。さらに、高齢化率が高くどうしようもないような印象を持っていた第2つつじが丘で、こんなことが起きているというんですね。新しく家を建てたいという方に、なぜここを選んだのかと聞くと、駅まで歩いて行かれるし、土地代が安い、ひたち野うしくと同じ金額であつたら広くとれるという意見があったということです。

こうしたいろんな意見が出る中で、やはり道路の問題というのが切実であります。大型車が通ったりすると振動が激しい。車が通る時間帯は危ない。道路が狭い。人が歩けるような道路になっていない。そういう意味では、常々思っておりますが、住民が望んでいるというのは、今当面、本当に市の事業でしかできないようなU字溝やかまぼこ型のその道路の整備ということのほうが、リアルで強い優先的な要望というふうに思われますが、道路の整備というのが、このモデル事業との関係の中で、どこでどのように設定されるのか。優先的にこの道路だけ先にやったら、今の住民は非常に満足するわけなのですが、その辺はモデル事業との関係でどうなのかということについてお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 基本的にまちづくりと申しますのは、全てのいろんなインフラを兼ね備えたエリアを指しまして、あくまでも将来的な展望を踏まえてどうあるべきかというものを模索した中で、いろんなものを整備していくわけでございます。

今、議員がおっしゃるように、側溝プラスかまぼこ型の道路という話は、基本的に道路のつくり方の話でございまして、基本的に道路というものはちゃんと路面の排水を保ち、その機能が十分に発揮されるように排水系統を整え、流末まで持っていくというのがないと、道路とはいえないのが当然でございしますが、あくまでも過去のいろいろな議事録等も読ませていただいておりますけれども、まちづくりということでは、今後の将来に向けて、本当に深刻化するであろうものに事前のアンチテーゼとして、いろんなものを対策としてやっていくという中で、インフラがどうあるべきかということで、従来の発想とは違うかもしれませんが、単に道路がよくなればいいというものではなくて、今後間違いなく来る少子高齢化及び人口減少ということで、先ほどもちょっと申しました、新しい施策でございしますが、従来の国交省のインフラ整備の切り口に加えまして、内閣府であるとか、厚労省であるとかということで、高齢者を十分に配慮した上でのインフラはどうあるべきか、健康増進のためにどうあるべきかということで、

関係省庁一丸となって、今動きがあるわけでございます。

そういった中で申しますと、牛久二小地区は特にモデル地区のつつじが丘、第2つつじが丘でございますが、片方ではL型の側溝であり、片方はU字溝でありということで、U字溝にふたがないということで、いろんな話があるのは重々承知しております。しかし、あくまでも牛久市全体を見たときに、まだまだ問題が山積している場所がございまして、そういった中で、優先順位をつけながら整備をしていくという流れの中で、つつじが丘、第2つつじが丘はまだ比較的最低条件は整えられている中で、さしたる深刻な現象は発揮していないという中で、現状に至っているのが実際でございます。

ということで、決して現状の問題点に本当に緊急性を要する問題があれば、当然対処するのは行政として当然でございますが、今回のまちづくりにつきましては、そういったものを将来的にどうあるべきかという姿を模索しながらやっていこうというスタンスでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） そうしますと、このモデル事業というのは、かなり絵に描いた餅のようになってしまっているのではないか、いつになるかわからないのではないかというような感じがするわけなのですけれども、住民のその切実な要求の実現ということは、異常におくれていくというふうにも感じられるわけなのですが、これまでU字溝と道路整備というのは、市内でも各地で行われていると思うんですね。新地のほうでも、新地地区でも行われているし、緑ヶ丘とか小坂団地とかでも、部分的な改善であるけれども、それが非常に地域住民に大変喜ばれているという、そういうことがあるわけなのですが、二小地区ではこれはできないということに、ほかにもっと大変なところがあるから、そっちを優先でというようなふうにも聞こえたのですが、ちょっとそこを確認したいと思います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） それでは、お答えいたしますが、決してそういったことを申したわけではございませんで、当初想定しておりました質問の中に、市民要望とモデル事業についてということでありましたので、その中の答弁書の中で、今議員がおっしゃるようなことが出てまいりますから、それを読ませていただきます。

市民要望とモデル事業につきましての御質問にお答えいたします。現在、まちづくり協議会につきましては、4回の会議の開催を行っておりまして、検討を進めております。アンケートの調査でいただいた御意見だとか、評議会での意見等を踏まえて、今5つの事業のテーマを設定して話し合いを鋭意続けております。

まず、第1でございますが、子育て世代・高齢者世代等の多世代が居住・循環するまちづく

りというのが、まず1つ。1番ですね。

2番、地域の居住者が触れ合い、交流する活気のあるまちづくり。

3番として、多世代居住者の健康・医療・福祉等にかかわる生活機能が充実したまちづくり。

4番で、自動車の通過交通の抑制と生活道路の歩行者優先化による歩けるまちづくり。

5番といたしまして、交通弱者の外出機会をふやす、買い物・お出かけ支援のあるまちづくりということで、大きく5本の柱を立てておりまして、その中に今、議員がおっしゃったような道路の話も含まれているということで御解釈いただきたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 総体的なところで答弁をいただいたわけなのですが、コミュニティの醸成というところでお伺いしたいと思います、コミュニティの醸成といいましか、今あるコミュニティを壊してしまうことにつながらないかという危惧をちょっと持つわけなのですが、それはつつじが丘団地というのは、高齢者サロンなどで大変きめ細やかな活動が全国で優勝するなど、地域のコミュニティをつくり上げてきた経験が今現在、脈々とあるわけなのですが、公園を回ったときにも、二井先生が極めてよく手入れされていると驚いていらっしゃるわけで、65歳から70歳代の退職者が地域デビューとして活躍をしている。このようなコミュニティを壊してはならないと考えますが、このモデル事業との関係で、一方では、モデル事業の中でそういうコミュニティをうんと厚くするためにこういうことをおやりになるんだという説明もあるわけなのですが、一方で今のその、これだけみんなが頑張っているいろいろなやってくるコミュニティを壊すこととの関係にならないかどうかという、そこがすごく非常に心配なのですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） その件につきましては、今議員が御心配することのないような配慮を十分にしながらやっていく所存でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） まちづくり協議会を傍聴してしまして、大変勉強になったことがあります。私などは余り考えていなかったような部分も聞かれまして、それはつつじが丘といいますか、牛久市民は茨城都民だというわけですね。東京に行って働いている人が多いので、古民家というところでそういうサロンみたいなのをやっても、余り人气がなくて人が集まらない。それで使われないということで、どこか垢抜けた雰囲気がないと人は集まらないんだというわけですね。その場所についても、モデル事業の中ではその団地の中ということなのですが、利用する人から見れば、ちょっと離れたイズミヤのフードコートに人が集まっているのは、知らない人同士のほうが話しやすいというわけですね。銀行や買い物などのつい

でにおしゃべりをして帰るとほっとするというわけです。それから、東京のベッドタウンとして定着してきた茨城都民にとっては、そういう発想があったのかと大変勉強になったわけです。ただその場所をつくれれば、コミュニティーが醸成されるかというところ、そこはもう一度練ったほうがいいのかなどというふうにも私も考えたわけなのですが、こういう発想からすれば、箱物を建てるというよりは、エスカートの問題もありますけれども、エスカートの中で、このような場を拡大したほうがかなり経費的にも軽減されるし、いいのではないかなというふうにも思いましたが、どうでしょうか。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） お答えいたします。

単に箱物をつくれれば事が足りるというようなことはゆめゆめ考えておりませんで、必要に迫られて、必要に迫られたものを、身の丈に応じた形で実現していくということで、それがだめならば、また手を変え品を変えトライしていくという姿勢でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） このモデル事業の中で、真っ先に住民に示されたのが、アザレア計画なんですね。このアザレア計画というのは、個人の家に踏み込んでアザレアを植樹して、町並みをつくるという計画なのですが、民地に介入することになるので、住民は大変驚いたわけです。困惑もしており、実施というのは実際は困難ではないかというふうに思われるわけなのですが、このアザレア計画について撤回する考えはないのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） それでは、今議員がおっしゃいましたアザレア計画というものについてお話をいたします。これにつきましては、お手元に配付しますが、こういった形で資料を昨年の8月の17日の説明会で1部配った経緯がございます。それにつきましては、表に道路の断面図が描いてございまして、今の現況の断面がこうなりますということで、今議員がおっしゃったように、塀が低くなったり、これは民地に入り込んでいませんが、余り変わっていませんが、そういった形で資料が出ています。裏を返しますと、ビフォー・アフターで、こういった形で資料をお配りした経緯がございます。

これにつきまして、左の上に、「つつじが丘アザレアヒルズ計画」ということが書いてまして、単なる参考例のつもりで事務方は配っているのですが、当時の説明会ではたたき台ですよという話をしたにもかかわらず、こういった資料がひとり歩きいたしますと、これをごらんになった住民の方は何ぞやと、何かにぎにぎしい名前の計画で、こんなものをやるのかということ誤解をされてしまうと思いますので、そういった資料を出してしまったことにつしまし

ては、この場をかりておわび申し上げたいと思います。ということで、今議員がおっしゃるようなアザレア計画というものの自体が、市がオーソライズした経緯は一切ございませんので、それにつきましては、正しい御理解をしていただいて、そういった計画はないということをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 非常に住民の説明会でそれが配布されれば、住民はもうそういうふうにするのかと誰でも思いますよね。非常にびっくりしたわけなのですけれども、じゃあ撤回ということではよろしいわけですね。

それでは、またモデル事業ということをやるということですが、やはり住民要求を最優先にして、今住んでいる住民に希望を持ってもらうということが大事だと思いますので、U字溝とかまぼこ型の道路整備、本当に基本的な課題だと思いますので、ぜひその辺は優先的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、3点目の奨学金について伺います。

子供たちの貧困化というのが大きな課題となって久しいのですが、牛久市でも子供の医療費を中学生までに拡大するなどの施策は1つの解決策につながると考えます。また、合計特殊出生率が低迷して少子化傾向はとまりません。牛久市はとまっているというようなお話もありますが、高学歴化の進行、結婚に関する意識の変化、雇用の不安定化などさまざまな原因が指摘されております。しかし、そのうちの大きな理由の1つが、子供の教育費負担に対する懸念であることは間違いありません。多くの保護者が第2子以降の出産をためらう理由、これは幼児教育費が高いからということではなくて、高校や大学の教育費が膨大だからです。つまり本当に少子化に歯どめをかけるなら、高校や大学における保護者の教育費負担を軽減することもあわせて実施しなければならないと考えます。

その1つが奨学金の問題です。奨学金と一くくりにしますと、日本学生支援機構や各大学などさまざまな種類や制度があります。また、牛久市内の中学校に在籍する中学3年生が高校進学を希望した条件に該当する場合に、公益信託田沼多喜男記念奨学基金というのがあるのを、私は初めて知りましたが、これも給付型で、公立高校は年間24万円、私立は36万円、利用者は現在3名ということだそうです。このような制度があること自体、市民に広く知られているとは思えません。

私が今回取り上げますのは、このような他の制度についてではなくて、牛久市が自治体として牛久市奨学基金条例によって実施している奨学金制度についてです。運用はどのようになっている、さらなる拡大運用はできないだろうかという点で質問をいたします。

1つ目として、受給者の実態把握と拡大運用についてです。牛久市奨学基金条例が昭和48

年に制定されまして、幾度か改正をされて、最終的に改正をされているのは平成14年の改定です。第1条の目的には、この奨学基金は別表に定める篤志家、5名いらっしゃいますけれども、その篤志家の寄附金をもって原資とし、市内有為の児童・生徒の育英を図ることを目的とするとありまして、第2条におきましては、一般奨学金が2,650万円、交通災害遺児奨学金が1,200万円の範囲でということですが、基金の運用について、毎年一般会計からも補填をしながらやっているわけなのですが、剰余金があるときは基金に繰り入れるということなのですが、今の時代でなかなかこういうことは難しい状況になっているのかと思います。第10条におきましては、一般奨学金1名につき年額7万2,000円、交通災害遺児等奨学金は1名につき年額3万6,000円ということになっておりますが、受給者の実態について伺いたいと思います。相談件数とか希望者の件数とか、どのように把握をしていらっしゃるのか。また、校長推薦者ということですが、その件数などを伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 奨学金の受給者の推移でございますが、一般奨学金でございますが、まず平成21年度から5年間ほど資料がございますので、それをちょっと報告させていただきます。

平成21年度は、一般奨学金が6名、交通災害遺児等奨学金が2名、合計8名で、給付額が50万4,000円でございます。平成22年度は、一般奨学金が7名、交通災害遺児等奨学金が2名の合計9名で、給付額は57万6,000円です。平成23年度は、一般が5名、交通災害遺児が2名の合計7名で、給付額が43万2,000円。24年度につきましては、一般が4名、交通災害遺児が1名の合計5名で、給付額が32万4,000円。昨年度、平成25年度は、一般が2名で、交通遺児等はゼロでございました。合計2名で給付額が14万4,000円となっております。

各学校への相談でございますが、この条例に該当する生徒には、学校のほうから声をかけまして、その都度相談を受けております。

それと、応募した者は全て推薦されております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 応募した人については全て推薦されているというお話だったのですけれども、非常にこの件数、今5年間の経緯ということで伺いましたけれども、一般が2名、交通遺児がゼロということでは、過去に比べますと21年度が6名の2名ですから、どんどん減ってきているようなふうにも見えるのですが、この推移というのはどういうことでこのように減ってきているのか。むしろ今の社会情勢からすれば、応募者がふえているというふうにしかならないのですけれども、現実には減ってきているということなのではすけれども、その辺の

推移についてどういうふうに判断していらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） まず、この奨学金の受給条件にございますように、学業成績・素行が極めて優秀であるということが、まず条件があります。ただ、貧困であるというだけではございませんので、その辺の絡みもあるかと思えます。あとは、PR不足も確かにあったのかなと、それは反省しております。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 一般の場合と、それから交通遺児の奨学金の運用とかあるのですが、交通遺児に対しては、よく街角で寄附金を募っているような活動も見られるのですが、その実態とか対応についてつかんでいることがあったら、お伺いしたいと思います。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 交通遺児につきましては、市の場合、市の奨学金の場合ですと、小学生と中学生が対象になります。これはこちらの高校ではなくて、現在市の義務教育課程に行っている方が対象となりまして、どちらかの親が交通事故で亡くなったとか、そういう場合に支給するものでございます。街角でよく募金とかやっていますが、交通遺児の募金はほかにもいろいろあります。国でやっているようなものもございまして、そういうものが募金ということになっているのだと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 資金の運用ということも含めて、この牛久市の奨学基金について大幅な改善策が必要ではないかというふうに思うわけですが、平成24年度の決算におきましては、奨学金給付補助金として一般会計から32万4,000円が出されていますが、これが本当にこの周知も余り徹底されない中で、実態に合った対応がとれているのかということが大変疑問であるわけです。この貧困化が進んでいる中で、拡充すべき点、検討すべき時期というふうに思うわけですが、1つには増額をすること、2つには対象者の枠を広げることということを求めたいと考えます。

資金の運用ということに関しましては、この篤志家の方5名の資金運用だけでは大変限界があるのではないかと思います。一般会計からの繰り入れ、それも1つ考えられると思いますし、またふやすことですね。それから、ふるさと基金ということが今いろいろ行われておりますけれども、ふるさと基金というのは目的があって、その寄附をする方の意思に沿った形での寄附となりますけれども、例えばその教育に使って欲しいというような希望があった場合には、こういう基金、こういうものもありますよというような形で、誘導すると言ってはおかしいのですけれども、そういうところに寄附をしていただくというか、そういうことも考えられるので

はないかと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 条例で定めております篤志家の原資ですね、こちらは両方合わせまして3,850万円でございますが、現在、25年度末の基金の残高は4,027万9,176円となっております。若干ふえております。これは過去の余剰金を積み立てたものと思われませんが、それであっても、現在の低金利の中では、5万から6万ぐらいの利息しかつきません。その不足するものは全て一般会計より補填しておりまして、現在の条例上は一般会計からの繰り入れとか、あとは寄附金を入れるということはちょっと不可能ですので、条例改正も考えながら、ちょっと検討していきたいと考えております。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） このような制度があるということを広報とか教育委員会としてしっかり知らせるということ、その上で条件等が検討されるということになると思いますし、もちろん今おっしゃったように、条例改正をしてということになると思うのですが、この周知、それから広報のあり方についてどのように考えるか伺います。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 実際、過去の事例をちょっと調査してみましたところ、ちょっとこの今までは募集の時期が遅かったかなと今反省しております。もう少し早い時期に、高校受験が決まる前、もっと半ば、年の半ばですか、秋ぐらいには募集をかけて、それで高校が受かったということを条件として募集をかけるというふうに直していきたいと、早目に直して、しかも広めに周知をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 今回初めていろんな方策についても、ともに考える機会になったと思いますが、この奨学金の条例改正、早急に条例を改正して、今年度からでも間に合うような形で大幅な改善を求めて、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（山越 守君） 以上で鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時30分といたします。

午後4時13分休憩

午後4時30分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄です。今議会から一問一答制が試行的に取り入れられました。お互いになれないところもあると思いますが、市民にわかりやすい議会、開かれた議会を目指すためにも、必要なことと考えております。どうかよろしくお願いいたします。そして、質問に対する答弁の内容については、担当課が変わる場合もありますので、その点もよろしくお願いをいたします。

それでは、質問に入ります。

第1番目は、教育委員会関係。特に国が進めようとしております教育委員会改革についてであります。

本年4月4日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されました。この改正法案が示す改革の基本的内容は、地方教育行政における教育委員会の権限を弱め、地方自治体首長の権限を強めるとともに、国の地方教育行政への関与権限をも強めようとするものであって、これらは地方教育行政についての政治的中立性・継続性・安定性を確保し、もって教育の本質的養成である自主性・自立性を維持し、子供の学習権等の充足を図ろうとした、地方教育行政制度の本来の趣旨・理念に反するおそれがあると考えます。教育長及び教育委員会の考え方をお尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 教育委員会制度改革についてお答えします。

今回の改革案では、新教育長の設置、新教育長は首長が議会の同意を得て直接任免できること、首長が主宰する「総合教育会議」が教育施策の大綱の策定、教育の条件整備など重要な教育施策の方向性の決定、児童生徒の生命または身体の保護など緊急の対処などが協議できることとなっています。

首長の権限が強くなるのではないかという御意見ですが、これまでも地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の首長の職務権限の中で、教育財産の取得や処分、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと、教育委員会の所掌に関する予算の執行は首長の権限であり、連携を図ってまいりました。

また、昨年度の「いじめ防止対策推進法」では、重大事案に対して、必要に応じてその対処や予防のために首長が附属機関を設け調査を行うことができる制度もでき、子供たちの命を守るために、より連携が強くなっています。

しかし、教科書の採択や学校の教育課程の編成、先生方の研修、幼児・児童・生徒の保健・安全に関すること、教職員人事など、政治的中立性や継続性、安定性を担保する必要があるも

のは、教育委員会の専権事項になっており、教育委員の先生方と協議し執行機関としての事務を進めております。

教育というのは子供たちの権利です。この権利を保障することが、保護者や現場の教員の責務です。教育現場によりよい環境をつくり、現場の教職員を支援し育てていくための執行機関としての教育委員会の業務をサポートしていただくために首長との連携を図っていきたいと考えています。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 御答弁をいただいたわけですが、問題点が2つあるというふうに私たちは考えております。1つは、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱と新教育長という問題であります。この大綱は、制定が義務であり、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌してつくとされております。そして、その決定権は首長、牛久では市長ですね、にあります。一昨日の参議院の文教科学委員会で下村文部科学大臣は、教育委員会の専権事項について、教科書選定を含め市長が勝手に書き込めるという答弁をしました。これは明らかに政治が教育に入り込めるということになります。時の権力が幾らでも自分の考え方で教育を進められるということになりかねないです。戦前の教育の反省から、政治と教育を分離したものを大きく崩すものと言わざるを得ません。この点を含めて、今教育長から答弁をいただきましたが、この点についてさらにどのように教育委員会として考えるのかお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今の文科大臣の答弁のほうですが、私どもとしましては、地方教育行政の第23条の教育委員会の専権事項として、教科書等の採択というのがあり、24条に市長の権限というのが書いてありますので、私たちとしては、そのようなことがないということは今確信するしかない状況です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 国会の参議院で大臣が答弁したことは違うというふうに判断してよろしいのですか。牛久の教育委員会で、教科書選定については国の方針、そしてまた市長の方針等に沿わない問題についても、教育委員会独自で検討し決めていくというふうに判断をしていいのでしょうか。この点についてお尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 法的に言えば、今はまだ中央教育行政の23条、24条という法律のもとに運営している状況ですので、その時点で今お答えしたような考えかなと思っております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 現時点の法律、言ってみれば、まだ決まったものではないからというふうに判断をするわけですが、教育委員会ではぜひ日本弁護士連合会の意見書、これは4月8日の日に出ておりますが、この中に事細かにその教育委員会等の問題について意見書を出しております。ぜひ教育委員会として協議をしていただきたいと。それと、何らかの形で教育委員会として意見を持って国に対して主張してもらいたいというふうに思います。

あわせて、ひとつ教育委員会でも議論してもらいたいと思いますのは、ドイツのキリスト教ルター派の神父、マルティン・ニーメラーの言葉をぜひ思い出していただき、教育委員会の議論というものを活発化していただきたいということをお願いしまして、次の質問に移ります。

次に、教育日本一ということです。答弁は教育長にお願いしたいと思いますが、教育委員会、教育委員長を初めとした教育委員会での議論及び考え方についてお尋ねをします。

牛久市は「子育て・教育日本一」を目指すと思いますが、何をもって「教育日本一」なのか、よく私は理解できません。教育委員会の考え方をお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 「子育て日本一」から「子育て・教育日本一」とお願いしてあります。何をもって日本一と言えるのかということですが、実は5月の28日には、台湾の高校生が40人ほど学び合いの授業の参観に来ました。5月30日はインドネシアの大学の先生方が、また6月2日にはシンガポールの先生方が、きょうはJICAからアジア各国の大学の先生方が、7月には岡山県の高梁市の市議会の方々が、牛久に学び合いの学校訪問においでになる予定であります。

訪問された皆様からは、全ての子供たちがかわり合いながら、生き生きと課題に挑戦している姿に高い評価をいただいています。全ての子供たちが学校生活の大部分を占める授業の中で、豊かな表情で学んでいる姿には、全ての子供たちの学ぶ権利が保障されている姿があります。

このことが教育日本一を目指すことであり、この中から豊かな人間関係や共感力、自己肯定感、コミュニケーション能力、確かな学力などが育っていくと考えます。

また、学び合いを通して、この全ての子供たちの学ぶ権利を保障するためには、教師たちが常に学び合う学校、保護者や地域の方々も学び合う学校でなければなりません。牛久は施設設備、教育サービスの他市町村以上の充実とともに、ソフト面でこのような多くの先生方が毎年入れかわる中でも、子供も先生も保護者も地域の皆様とともに学び合うような「学びの共同体」の学校文化を育てることが「教育日本一」の牛久市の目指すところと考えております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 今回の教育長の答弁ですと、学び合いということ、これが教育日本一だというふうに受けとめられたわけですが、では実際、この学び合いの教育の中で、子供たちの声を実際に聞いたことがあるのかどうか。そして、この学び合い教育の中で、子供たち自身がどのように変化していったのかというものをどのように捉えているのかという点についてお尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今回の月曜日は牛久二中で、火曜日は牛久南中で、昨日は中根とひたち野うしくで、きょうは牛久二小で、あしたは牛久小で、スーパーバイザーの方が来ながら、子供たちの授業を小中一貫で見合って、授業の後、子供たちの表情を語り合うということを毎回毎回繰り返しています。こうしたことを通して、子供たちの学びの表情を語り合いながら、子供たちの評価をしていくというようなことを繰り返していることかと思いますが、そういうふう to 考えます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 子供たちと語り合うという、これは一人一人の子供たちの、例えばプライベートな中での話ではないというふうに私はね、私も何人かの子供に聞いておりますけれども、確かに学び合いの教育というのは、子供たちにとっては楽しいそうですね。それと、またこれが本当にプラスになるのかなと思っている子供も多数おられるということも聞いております。その点は教育委員会としてはある程度把握しているのかどうかお尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校評価というのを子供たちにもかけています。年度末には保護者、先生方、子供たちから学校評価を得ています。また、ある学校では、学び合いについて子供たちのフォーラムを行っています。そういうもので評価しながら改善していければなと思っています。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） この学び合い教育、茨城県の教育委員会のほうでも1つの方針となってきたようではありますが、私の調べたところによりますと、1つのクラスで1人の教員が4つのグループを見るのが精いっぱいではないかというような話も聞いております。スクールアシスタント等のいろんな援助もあるとは思いますが、この点について1人の教員で幾つぐらいのグループを見ることができるかというふうに、教育委員会はどうか考えているのかお尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 基本的にグループを見ませんというか、子供たちのグループの全体をまず眺めます。そして、うまくかかわっていない子がいるグループとか、がいて、そこに行き行って個別につないでいく。または、幾つかのグループがもう飽きてしまったら、グループを解体して全体に戻すと。そういったことをして全体を見ながら、教師がコントロールするという難しさもありますが、そういうことをしながら子供たち同士がうまくつながっているかどうかを観察し、グループにしたり解体したり、どうしてもつながらない子供のところには個別に行き行って丁寧に支援すると、そういった動きを教師はしております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 教育委員会の考え方は、この教育日本一というのは、学び合いの教育方針ということだというふうに判断をしました。ところで、本年、ことしの5月30日に発行されました茨城県社会生活統計指標によりますと、小学校の不登校児は何と県内で1位です。小学校の不登校児が一番多いのは牛久だということです。中学校では14位。これについて教育長はどう考えますか。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） これは前回の資料でしょうか。ちょっと確認して……。〔「ことしの5月30日、1週間ほどぐらい前」の声あり〕平成25年度でしょうか。〔「26年度」の声あり〕26年度のデータですか。〔「はい」の声あり〕済みません。〔「5月30日」の声あり〕26年度のデータではないと思うのです。〔「データは26年度の5月30日に発行されたもの」の声あり〕済みません、手元にはないのですが、きっと今年度の5月に出たデータということになりますと、24か25かのデータかと思います。調べてみたいと思いますが、不登校の解消には全力をもって取り組んでいるところでありますので、一つ一つを分析しながら個別に支援していきたいと思っています。

また、学び合いを通して、いい人間関係づくり、学級づくりを進めていきたいと思っています。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） この社会生活統計指標、ことしの5月30日に茨城県から26年度版として出て、内容につきましては、24年度の結果であります。これによりますと、順位は1位ですが、前回では人数で出ていたのですが、今回の指標ではパーセントで出ていますね。牛久市は全児童に対する0.75%ということで、県内で1番ということになっております。いい意味での1番ではないんじゃないかと思うのですが、それと中学校に関しては、14位ということになっていますね。44市町村の中で、14位というのは高いほう。これは前回も指摘しました25年度の資料によりますが、牛久は不登校児というのは、これは病欠を除いて

の不登校児です。多いと。こういうところで、私が見る限り、到底日本人というふうには私は見えない。また、1人当たりの教育費、これもこの指標によると、牛久は小学校費で28位と。中学校は15位。これは大分上がりました。これは三中の耐震工事の費用が含まれているというふうに思うのですが、これらの指標ですね、そのほかに指標はいっぱい出ています。どれを見ても、県の資料等によると、牛久は日本一どころか、茨城県一にもなっていないんじゃないかというふうに思うのですが、この点について、25年の古い資料でも結構です。これらの指標を見て、教育委員会としては実際に日本一というふうに言えるのかどうかお尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 日本一を目指すということでありまして、なって既に日本一というわけでもないで、今頑張っております。不登校の率ですが、前回利根川議員から御指摘いただいた平成22年度が2%、23年が1.86、今言われました平成24年度は1.67なのですが、これは小中合わせてのパーセントですので、細かく分析してみたいと思いますが、いつときこのように減っておりますので、また分析しながら教育日本一を目指して頑張っていきたいと思います。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 日本一と言えないようなことが結構後からが後から出てくるのですが、実は6月10日付の新聞各紙で、「就学援助の縮小で、牛久などももらえぬ世帯が拡大」とあります。特に東京新聞は1面トップで「牛久市などももらえぬ世帯拡大」とあります。これも日本一になるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 10日付の新聞につきましては、文科省のアンケートによりまして、今回生活保護の基準が下がったために、準要保護の率がありますが、牛久の場合1.15なのですが、1.3とかありますが、それを引き上げたかという質問と、あと旧基準で算定するかという質問、そういう質問がありまして、その回答にちょっと配慮が欠けまして、全く考慮していないような牛久の回答になってしまいました。実際的には、今回26年度より就学援助は手厚くしております。PTA会費とか、あとは校外活動費、それぞれ引き上げておりますし、牛久の収入基準の考え方も、生活保護の基準では全くの収入でございますが、準要保護の場合は、税額の要するに課税所得で計算しておりますので、その差に数十万円の差がございます。実質的に生活保護水準と同じ方法でやった場合は、牛久は大体1.6ぐらいの水準になります。ですから、ほかの市町村よりは高いと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） そうしますと、この新聞報道については確かではないということ、

これは今の部長の答弁ですと、26年度からというふうに、今年度からというふうに受け取れたのですが、実際にはこの文科省の昨年度の指標によるものだと思うのですが、実際に文科省から生活保護基準引き下げによる影響が出ないようにと、昨年そういう通達があったというふうに思うのですが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 実際、ことしの申請件数というか、認定されるであろう件数なのですが、昨年の同時期より65件ほどふえております。さらに……要するにさっきの文科省の調査でございますが、生活保護水準が下がって、そのままやれば当然下がるであろうということと調査したわけですが、先ほど言いましたように、係数も変えておりません。ですから、当然そのような回答をしてしまったわけでございますが、実際ことし申請があった方を再計算してみました。そうしましたら、去年もらっていて、ことしもらえなくなる方はゼロでございました。そういう結果が出ております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） そこら辺のところは、ちょっと本人たちに聞いてみなきゃわからないところですが、実際にこの方針が出たのは、昨年の2月に出しているんですね、文科省は。それがことしになってからというのは、ちょっとその点については納得できない点があるのですが、この点について文科省の方針について、担当課のほうとしては全く対応しなかったというふうに受け取れるのですが、その点についてどうなのかお尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） いろいろ検討していましたが、牛久市の所得のとり方ですね、給与、準要保護の収入のとり方が、税額、課税所得をもとにやるということでございますので、生活保護の水準、収入のとり方と全く違うということで、係数が1.15で低くはあっても、実際に同じ方法でやった場合は1.5以上になると、1.6近くになって、1.6ぐらいになります。そういうことで、それで十分ではないかというふうな結論に達したわけでございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） そうしますと、生活保護基準の1.15というのは、これまでと変わらないということと受け取ってよろしいのかどうか。それとも、今年度から1.6ということになったのかどうか。その辺についてちょっと確認したいと思います。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 係数そのものは1.15で変わりません。ただ、生活保護基準の収入の求め方と、準要保護、要するに準要保護の判定するための収入の見方が、全くちょっと、準要保護のほう甘いという形になっております。ですから、同じレベルで考えた場合、要す

るに生活保護水準と収入レベルを同じ出し方で考えた場合、生活保護の1.6倍ぐらいになるよと、そういう形になります。もとの数字が違うということです。所得の。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） このような新聞報道にされるような不名誉なことをされると、日本一とは到底言えないので、これについては、ちょっと今の部長の答弁ではよくわかりませんが、以前よりふえているというふうに理解をしました。私のほうとしても、この1.6ということで就学援助金について再度検討してみたいと思います。

続きまして、教育における差別についてであります。子供たちの教育に対する権利及び差別とはどのようなものがあるのかどうか。教育委員会として捉える差別の問題について、考え方をお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 差別ということですが、いじめ等、日常のさまざまな差別がありますが、具体的にこれと言って挙げるとすると、そういった人権に関する差別が多いかと思っています。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 教育委員会でどういう議論をしているのかわからないのですが、差別は人権だけではないですよ。いろいろな差別があります。憲法14条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」というふうにあるんですね。これからいくと、これは人権だけじゃないんですよ。差別というのは多種多様、いろいろなものがあります。

また、第26条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」という、差別によって教育条件に何らかの妨げがあるということはあるということだと思っています。そして、また「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。」というふうにあります。

差別の問題について、教育委員会、教育長は人権しかないというふうに受け取っていいのかどうかお尋ねをします。そして、またこの就学援助金の問題については、これまでよりアップしているということなので、差別にはならないというふうに現時点では判断しますので、これは後日にいたします。この問題について教育委員会の考え方をお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今議員のおっしゃるように、その政治的な差別、経済的な差別、さまざまな差別がありますが、全て挙げると今言われましてもなかなか難しいところがありまし

て、一つ一つの事例に対して、学校では平等な教育を行っているという考えであります。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 日本も批准しております子ども権利条約、これは4つの柱があります。4つの権利ですね。その中の1つには、あらゆる差別、あらゆる種類の差別から守らなければならないと。子ども権利条約、日本も批准しているわけですが、ここに述べられております。市民は学校施設においても同等と考えます。それを市内小中学校で学校教育上必要な教材などは、ほとんど差別なく設置されていると思います。しかしながら、学校の適正規模についてはそうではないというふうに思います。

大規模校のデメリットは、文部科学省も認めております。文部科学省のホームページには、大規模校の問題点を挙げております。それによりますと、世界的な学校の規模についての検討を見ると、教育的観点からは小さな学校が望ましいという見方もあり、大きな規模の学校の上限をどうするのかという視点もあると。また、大規模な学校については、学級数が多くなることにより、特別教室や屋内運動場などの施設の使用に支障を生じてくることがある、災害が起きた際の校舎からの避難に時間がかかる、屋内運動場に全校児童生徒が集まれないといったことが生じることがある点にも配慮が必要であるとしております。これは私が言っているんじゃないで、文部科学省のほうで各都道府県、市町村の教育長の考え方、そしてまた中教審の答申の中でもこういう検討をされ、文部科学省がまとめて書いたものであります。

さらに、学校規模のメリット・デメリットについても、一人一人の児童生徒に対し不十分な対応になるとしております。大規模校における差別につながると思いますが、教育委員会の考え方をお尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校規模と差別ということではありますが、前日も学校規模という話で、学校教育法施行規則に12から18学級という話がありました。さまざまな資料を見ますが、私も調べた結果、教育学的観点から定められた基準ではないのではないかなということを感じております。昭和33年に決められました学校教育法施行規則の12から18というものがありますが、1973年の衆議院の予算委員会では、文部省の初等・中等教育局長が、学問的・科学的な見地から最適であるというのではないんだというようなお話もしております。また、2007年に教育再生会議が、国として教育成果等の観点から望ましい学校規模を示すようにということの中教審に出したと思いますが、2008年から2009年にかけて、中教審が作業部会を12回行っておりますが、2009年3月の時点で作業部会が終わり、審議が中断し、中間報告も出ていません。教育的な観点から望ましい学校規模というのは、国が正式に出していないのではないかと考えております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 文部科学省の学校規模によるメリット・デメリットの例ということで、大規模化についてのメリット・デメリットが、ここに学習面、生活面、学校運営面、財政面、その他ということで、文部科学省のほうでの資料ですね、資料3として出ております。これから見ますと、一人一人の子供に対して把握がしづらいとか、個別の活動の機会を設定しにくいとか、非常に多種多様な問題点が中教審等を含めて、これは中教審のあれですが、都道府県、市町村が策定している計画等を参考に、文部科学省が策定したものです。というふうになっている。今教育長が言われた話は、もう少し教育委員会、行政の面からではなくて、子供の目線に立って、そしてまた保護者の目線に立って、私は検討すべきではないかというふうに思います。

このデメリットの問題について、教育委員会としてどのように捉えているのか。今までこの大規模校の問題については、淀川教育長を初め、ほかの教育長、メリットの分だけ多く強調して、3月議会でも教育長はやはりメリットのほうを強調している。ところが、やはり文科省も含めて、デメリットはあるというふうに認めているのですから、そのために教育委員会としてどうするのか。大規模校のデメリットをどうしたらなくせるのかということは、真剣に考える必要があるのではないかと思います。教育委員会の中、教育委員長を初めとする教育委員会の中で、この大規模校の問題についてどのように検討しているのかお尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 私たちも大規模校のメリット・デメリット、小規模校のメリット・デメリットというのを調査しております。大規模校のデメリットとしましては、学年の取り組みや学校行事において、子供一人一人の活躍する場が少なくなるとか、宿泊を伴う行事や校外学習等の場が限定される、特別教室を使用する機会が限定される等が検討しております。ただ、私たちは適正規模といったときに、学校規模よりも学級規模の適正化が大切かと考えています。子供たちが365日毎日過ごすのは、ほとんど学級でありまして、この学級の生活環境が何よりも大事なと思っています。

そういう意味で、牛久市では、この学級にスクールアシスタントや特別支援員を配置して、この学級を厚くしておることが、子供たちの差別を解消することに重要ではないかなと思っています。取り組んでおります。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 本年5月30日に出されました茨城県の社会指標ですね、これによりますと、1学級当たりの児童生徒数、順位で1番高いのは牛久市です。一クラスの数人が一番多いと言われているのが牛久市ですね。教育長はそう言われて、そういう教育をしている

のだから、人数が多くても日本一の教育を目指してやっているんだというふうに当然言うのだろうと思うのですが、教育の問題については、スウェーデンが先進国と言われていますね。大体一クラス20人以下、5人から8人が適当であるというようなことも言われて、スウェーデンではそういった教育をやられております。これにしろということではないのですが、その今置かれている牛久市の学校教育の中で、一クラスの人数が県内で1番多いというような問題を含めて、私はその少人数学級というものは当然必要であると、そういうことによって子供たちの教育の均等性が保てるというふうに思うのですが、その点についてお尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今の一クラスの人数であります。義務教育標準法で一クラスは40人と決まっております。小学校1年生は35人となっております。そんな中で、茨城県は独自の政策として小学2年生から中学1年生までを35人学級にするという県の方針で教員が配置されております。ですので、市町村によって学級の子供の数に大きな差があるということは基本的にはないと思っております。ただ、35人学級ですので、36人になった場合は2つに分かれますので、そのときは十数人の学級になってしまうということになりますが、基本は県の基準の35人学級が小1から中1まで、中2と中3は40人学級というのが、県の統一の学級基準であります。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） この差別の問題については、今の答弁を聞いている限り、教育委員会は子供の目線、また保護者の目線に立った形での考え方を持っていないというふうに理解をし、次の質問に移ります。

続きまして、ひたち野地域に中学校の建設の問題についてであります。昨日もこの問題については議論をされました。学校教育法施行規則第41条小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とすると。これは文科省のほうでも、現在もこれに適合するというふうにホームページ等では述べております。その基準について、地域の実態、そのほかにより特別の事情があるときはこの限りではないというふうにもされております。教育委員会並びに市のほうが言うには、地域の実態そのほかというところで、中学校建設の可能性はないというような答弁になっているというふうに思うのですが、しかし私は、これは牛久市には当てはまらないと。

市と当時の住宅公団が作成した北部開発の計画の中で、実際は小学校用地が2つ、中学校用地が1つありました。URになっても同じこの予想図を使って土地の売買をしております。したがって、現在ひたち野地域に住んでいる人たちは、ほとんどこの計画をもとに移住してきた人だというふうに聞いております。さらに、また悪い言い方で言いますと、だまされたと思っているという人も多数おります。市がつくった計画を市みずからしないものにする、大規模校が

できたのは市の責任と言わざるを得ません。教育委員会の考え方をお尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在の下根中の教育を充実していくということで対応していきたいと思っております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） このひたち野地域の当時の公団とつくった予想図については、教育委員会は関係ないことは、関係ないというようにわかります。当然教育委員会のほうとしては答弁できないというのはわかります。では、この計画をつくったのは、当時でいう北部開発に携わっていた、当初は都市計画課になりますか、職員が入って当時の計画図をつくったわけです。それはなぜつくられたのかという点に私はちょっと触れたいと思うのですが、実は昔の話に戻って申しわけないのですが、私が初めて議員になって一般質問をしたのが、実はこのマンモス校解消の問題についてなんです。31年前の6月議会です。その当時、マンモス校と言われたのが小学校で3つ、中学校で1つありました。その要因は、乱開発における急激な人口増、住宅開発だと思っております。

しかし、その当時の開発指導要綱では、開発業者に学校用地を確保させていなかったという問題点がありました。それを取り上げて、当時は町でしたが、その不備を認め、開発業者に対して公共公益施設の整備等に協力を求めると同時に、開発事業の適正な施工を指導すると、この当時の開発指導要綱を改正したわけです。その結果、公共公益施設整備負担金というものができ、生活環境施設整備基金というものも盛り込まれました。これに基づいて開発業者は、住宅開発をする開発業者は、市に対して相当の割合で基金にお金を繰り入れていたというのが現実だと思います。

この開発指導要綱に基づいて、そしてまた市の考え方に基づいて計画されたのが北部開発です。現ひたち野地域だと思います。その計画、中学が1つ、小学校が2つ、その計画どおりに進められていけば、教育不足など何ら問題はなかったと思いますが、その点について答弁できる担当課の答弁を求めます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 誰も答弁できないということが、こういうマンモス校という教室の不足するような事態が起きているんですよ。（「答弁」の声あり）まだ質問しているときですから。（「答弁」の声あり）わかりました。（「担当ということで答弁します」の声あり）

○議長（山越 守君） 市長。

○市長（池邊勝幸君） 私は利根川議員の1期かな、1期後輩でございましたね。それでその当時、いわゆる民間の開発で、いわゆる急激な人口増ということで、公共公益負担金というも

ので民間で宅地開発した場合には、1宅地当たり幾らというものを市に寄附するという条例があったと。そのことについて私も4年、1期おくれの議員でしたから、そのことについて私もよく十分わかっておりました。

あと、そういう状況がその当時の牛久にもあったということですね。今回のいわゆる北部開発において、当初の一番初めの開発というものの整備計画というものは、今のいわゆる区画整理事業での住宅を提供するための区画整理事業ではなかった。いわゆる国土交通省、昔の建設省の首都圏、あれは業務核都市構想に基づく整備構想でございまして、あそこにスーパーとか、そういうものはいっぱいできる、そういうまちづくりじゃあもともとない。いわゆる事業所なり研究所なりがあって、当初の土地利用計画も今の新たにできている計画とは全然もともと違います。学校の配置等とか、そういうものも全然もともと入っていません。いわゆる当初の業務核都市構想に基づく整備構想とは、途中から全部変わっちゃった。そういうちゃんとした、あそこのまちづくりにおいては、いわゆる大転換があったんですね。そういうのは、利根川議員がちゃんと議員でいらっしゃって、人・人フォーラムだとか、いろいろやってきているわけですから、グレーターつくば構想から始まって、そういう圏域ものを十分わかっているはずだと私は思っているのですけれどもね。もともとのあそこの整備開発において、今の小学校だ、中学校だなんてURが位置づけした計画なんか初めからありませんよ。もともとは全然違った計画だった。それをちゃんと見て確認してってください。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 業務核都市構想グレーターつくば構想というのはね、これは県のほうから、国のほうからの勧めで、結局は筑波地域に100万都市をつくるという計画でやられたわけであって、実際にはひたち野うしくの駅前に当時何階ですか、20階建てぐらいのビルをつくる、業務核都市ビルをつくる、これを全国に入居する人がいますかどうかというアンケートまでとったが、なかったわけですね。結局のこのグレーターつくば構想なんというのは、北部開発とはまた違った形の計画であって、これは国・県の主導で行われた業務核都市グレーターつくば構想、100万都市構想ですよ。ただ、その後に万博が行われ、一時北部開発は中止になりました。その後、地元の要請によって北部開発というものがある程度縮小されてきたと。それも当然市長は御存じですよ。そういう縮小されたものをつくってきたのが、牛久市と当時の住都公団なんですよ。牛久市の職員が北部に張りついて、事務所までつくって計画を立てたのが、ここにある計画書ですよ。こんなものは初めからなかったって、初めは何もないですよ。しかし、市の職員が入ってつくったのがこの計画で、中学校が1つ、小学校が2つという計画をつくったわけですよ。その中に保育所もあり、公園もあり、幼稚園の施設、そしてまた市役所の出張所の用地まであったわけですよ。そんな点までは言いませんけれども、

実際に市のほうがつくった計画を、それをないものにして、こういった形の学校教育に大きな影響を及ぼすということ。

それで、例えば民間業者がこのような大規模開発をやるときに、市がこういったものをつくらないのだから、私のほうはつくりませんと言った場合に、どう指導するのですか。開発に対する指導については、建設部のほうですか、都市計画課のほうにも入るのではないかと思うのですが、市がやっていることを何で民間業者がやらなきゃならないのですかというようなことを言われたら、どうしますか。お尋ねします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） URさんの整備した計画の中の学校用地だとかの予定地とかというのは、直接牛久市がそこでつくるということで、牛久市が関与した計画じゃありませんよ。土地の地上げ等において、市の職員は協力したと。そして、一度中止になったものについて再度あそこの開発事業として復活するについて、大野正雄市長時代に、県とその当時の竹内知事と、それから住宅都市整備公団と一緒にあって、誘致を再度働きかけしたと。一旦あの整備事業というのはポシャったわけですよ。再度復活について大野正雄さんが尽力されたということでございまして、その中の整備計画については、URがやったのであって、それはURの整備事業ですから、牛久市の整備事業じゃありませんから。その中身、ちゃんとした市の計画としてつくったという言い方は、それはとんでもない履き違えだと、それだけ申し上げておきます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） ちょっとこの問題は行き違いが多いというふうに思います。しかし、実際に大野正雄市長のときに、小学校、中学校の用地を買う場合については云々の協定書まであるわけですよ。ですから、そういう協定書まで今の市長の答弁は否定するものだというふうに思います。私自身は、私どもは市が入り計画をした、ひたち野地域の小学校、中学校建設については、市がみずから破棄したというふうに判断をしたいと思います。

それで、次の質問に移りますが、昨日の答弁ですと、ひたち野うしく小学校の建設費用44億円と言われましたが、これは用地費も含めてですか。お尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） ひたち野うしく小学校のほうですか。（「小学校」の声あり）小学校用地費も含んでおります。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） さきの2月に、牛久市がタキイ種苗と契約を結んで、そのひたち野うしく小学校の建設地に7年間無償ということで土地が確保できたということでもあります。

7年後にはこの用地の買収をするということでもあります。今基金の中で借地取得基金、または

減債基金というものがあります。7年間かけて計画的にやれば、用地買収費用というものの自体はある程度満たせるのではないかと。44億円の中での用地費と建設費用についてお尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） ひたち野うしく小の土地購入費は11億9,000万円、校舎が約16億円、その他、体育館が約4億7,000万円、給食室1億5,000万円、グラウンド外構で1億2,400万円、プールが5億8,600万円。そのようになっています。要するに用地が約12億円。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 私のほうでは、この7年間かけて用地費用の問題については何とか解決できるというふうに考えております。ここで、教育長に最後にお尋ねしたいのは、市長がきのう、一クラス、昔は55人だとかという話をしましたが、実際私も一クラス56人で11クラス、1学年で560人という人がいました。しかし、現在の社会的状況と当時の状況では全く違うのです。情報化社会の中、またそれとインターネット、スマートフォンを含めて、社会状況が全く違う中で、現在とその当時の状況は同じと考えるのかどうか。この点だけ1点確認したいと思います。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 私も体験的に言いますと、大きい学校ばかりを回ってきましたので、900人、800人という学校を回ってきました。そこで、すぐく学校が困ったとか、どうしてももう一つ学校をつくったほうがいいなという経験は実際はあんまりしていないのです。なので、適正規模はどのぐらいかと言われましても、なかなか難しいところがありますが、小さい学校に対しては、難しいという現場の校長先生の話もありまして、どうなのかなと思っております。例えばつくばに春日小中学校というのがあります。昨年度は1,200人でしたが、ことしは1,450人で、1年間で250人ずつふえています。つくばに聞きますと、満杯になったので、つくっていくんだと。どうしようもなくてというようなふやし方をしている状況でありまして、今の春日小中学校が1,450人ですが、春日小中学校を目指して転入者が多いというのも聞きまして、学校規模がどれがいいというのは、なかなか言えない状況です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 最後に、1点市長にお尋ねします。今、今定例会に建設を、中学校建設を求める請願書が提出をされております。まだ署名を集めているようではありますが、このひたち野地域の市民の声を聞いて、再度中学校建設をしないと言うのかどうか。考え方をお尋ねします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） きこのうの、きょうか、遠藤議員の質問等にもありましたけれども、牛久の市政全体を見た場合にです、税金が落ち込み、毎年補助金を除けば1つの小学校をつくるだけの借金を返しなが、そして長寿命化ということで東みどり野の汚水場の長寿命化が始まりましたけれども、基本的な施設、それから建物、そういうものの長寿命化でもって、相当な金がかかってくる中で、そのための今、公共施設というものを維持管理するための積算というものをしているわけです。

そういう中であって、それだけでも大変なところで、ましてやひたち野うしく小学校をつくるといったときに、建物が先ほど11億9,000万円とか言っていましたけれども、当初言ってきたのは24億円ですよ。URが言ってきたのは、それを政治的に半値まで揺さぶって、何とか納得させてきた。だけれども、そこまでやったときでさえ、あれだけ市の歳出を削減して、サービスを落として、何とか健全化というものの財務体質を改善するためにやってきたときでさえ、ひたち野うしく小をやったときに、あそこで何十億の起債残高がふえたと思いますか。そのために今幾ら払っていると思いますか。そういうお金のことを抜きにして、ああ、幾らでもつくりますよなんていうことを誰が言えますか、責任ある市政運営する人間が。金の問題をどうするかという見通しが立たない中で、ああ、やりましようって簡単に言えますか。ただそれだけの話ですよ。その辺の全てを詰め抜いていかなければ、そしてどういう形で財政的なものについて市民に対してちゃんと説明できるのか。そういうところを逆に利根川議員、私のほうに提案してくださいよ。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 市長はお金の問題でひたち野地域に中学校をつくらないというふうに私は判断をしました。教育委員会はぜひ子供の目線、保護者の目線に立って、再度検討されるようお願いをいたしまして、次に移ります。

飲料水兼用の耐震性防火水槽の設置であります。何度も取り上げてきましたが、新しい防災計画で検討とも答えていました。計画についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私のほうからは、飲料水兼用の耐震性防火水槽の設置についての御質問にお答えいたします。

飲料水兼用の耐震性貯水槽の設置状況につきましては、現在、岡田小学校、刈谷第2児童公園及びみどり野第1児童公園の3カ所に100トンの飲料水兼用耐震性貯水槽を、本年3月に田宮交差点付近の防災広場に40トンの同タイプの貯水槽を設置しております。

田宮町の防災広場への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置におきましては、東日本大震災の結果

を踏まえ検討し、災害時の断水の対策として設置いたしました。

これらの貯水槽には、県南水道の上水が常に貯留されており、非常時には清潔な飲料水を供給することが可能であります。貯水槽は合わせまして340トンの貯水量を持ち、これは1人1日3リットルとして3万7,700人の3日分の飲料水の必要量に相当いたします。

また、市では飲料水として備蓄ペットボトル1.5リットルが686本、2リットルが5,328本、合計で1万1,685リットルを備蓄しております。

先般の東日本大震災時には、取手市から牛久市への送水管が損傷し、復旧に時間を要したことから、牛久市では2日、場所によっては3日間の断水が生じました。

この状況に対して、市では先ほど述べた3基の100トンの飲料水兼用耐震性貯水槽と、牛久市県南水道企業団及び陸上自衛隊武器学校の給水車及び奥野小学校、向台小学校、牛久第二中学校の井戸水による給水を行い、断水に対応いたしました。

各行政区の対応につきましては、柏田台行政区や小坂団地行政区を例にとりますと、区民会館及び防災用の井戸により給水を実施し、水道復旧までの3日間において、自主防災組織及び行政区の方々が助け合い、協力により対応いたしました。

東部地区では、飲料水として井戸水を利用している家庭が大半だったため、特に問題はございませんでした。

また、各行政区においても、井戸所有者の協力により飲料水の供給を行いました。

以上のことを踏まえ、市といたしましては、現在、市内4カ所の飲料水兼用耐震性貯水槽や各行政区集会所の井戸からの給水、備蓄ペットボトルの配布、市給水車及び県南水道企業団、陸上自衛隊武器学校からの給水支援により、安全な水を安定して供給できると考えております。

加えて、トイレ洗浄用の水につきましても、市所有の消防用水槽車と県南水道企業団の井戸がございますので、現時点で新たな耐震性防火水槽の設置計画はございません。

今後におきましては、市内の人口分布に大きな変動があった場合などは、地域防災計画の見直し等を踏まえまして、災害時の給水体制の充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） そうすると、飲料水兼用の耐震性防火水槽の設置計画はないというふうに判断をいたしました。3.11大震災のときも、飲料水、復旧した日時、地域の把握ですね、これらのいろいろその事故があったところ等を当然担当課では把握していると思うのですが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 今の質問にお答えいたします。

地元のアンケート調査をしまして、そういう中での情報収集はしてございます。以上ござ

います。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） そうすると、市全体でどのような事故があったのかというのは、具体的に調査をしていないというふうに判断をしますが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 公表できる状態ではございませんが、情報としては持っております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 調べていないということを公表できないんじゃないかと思うのですが、県南水道をですね、つなぎ手の問題が石綿管というような問題もあるし、それらについては担当課のほうとしては十分把握していると思うのですが、それについて。

それと、3. 1 1 のときは、県の取水場で非常電源が作動しなかったということが、長い間の断水の原因になったというふうに聞いているのですが、というのは、牛久の貯水槽が空になるまで取水場のほうから水が送られてこなかったために、断水が長く続いたと。ある程度でも、半分以上入っていれば問題なかったというふうに聞いてはいるのですが、その点についてどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 県南水道企業団の企業長という立場で、その当時の震災の時の状況を利根川議員が多分勘違いで認識していращやるので、事実を申し上げておきます。電源が故障でできなかったんじゃないありません。県水のがですね、藤代のゴルフ場のところと、それから東みどり野のちょうど花水木通りの延長線上のところと、2カ所大きい太い管が破裂して、その修繕のためと同時に、あと細かい枝管の破損、それを今度いわゆる県水の太い管の修繕、これは県に任せていたら、1週間から10日間余分にかかった。それを県南水道企業団の職員が請求書は後で回すからということで、自分たちで全部業者の手配、部材の手配、そういうものをして、昼夜兼行でやって、その管の修繕をし、そして枝管の漏水箇所というものを若干ずつ水を入れながら確認して、漏水箇所を修繕しながらやっていったわけです。その上で今度は配水場のあのタンクにいわゆる、一度全部たまったものは全部ぐーっと抜けていきましたから、一通りの水圧をちゃんと保つまでには、今度はまた入れていって、一番低いところから順番に水がたまっていって、そして一通りの水圧をつけるまでに、やはりそれだけの時間がかかったということで、あの復旧は通常の倍以上の速さ、半分くらいの速さで復旧して、私は県の水道企業団の職員を見直しました、あのときは。おくれたんじゃないんですよ。あれだけの工事で事故でひどいものを短期間で復旧させたのです。そういう認識をしていただきたいと思います。

ます。認識が全然逆。

○議長（山越 守君） 利根川議員に申し上げておきます。質問残時間が少なくなっておりますので、あらかじめ申し上げておきます。利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 市長の話も聞いております。また、県南水道でも当時の所長にいろいろ話を聞いてきました。実際には県が工事しないから、県南水道がやったという、復旧工事をやったという話も聞いております。しかし、復旧しても、取水場の電源が、非常用電源がなかったために……（「そんなことない。そんなことは全然ない」の声あり）まあ、いいです。

○議長（山越 守君） 静粛をお願いいたします。

○17番（利根川英雄君） 私はそういうふうに聞いているのです。（「私は企業長として言っているのです」の声あり）まあ、いいです。わかりました。（「そういううそは言わないでください、議場で」の声あり）いや、県のですよ。

○議長（山越 守君） 静粛をお願いいたします。

○17番（利根川英雄君） 県の取水場のことです。私が言っているのは、県の取水場のことを言っているのですから。（「県の取水場は関係ないでしょう」の声あり）まあ、いいです、私はそういうふう聞いています。

○議長（山越 守君） 議長の許可を得ずに、発言は許可できませんので、御協力をよろしくをお願いいたします。質問を続けてください。

○17番（利根川英雄君） 耐震性防火水槽の問題等については、今後さらに計画を進めていきたいと。それと、災害用井戸の問題ですが、市のほうでは各行政区に設置をしていくということですが、これまで何基設置されたのか、そしてまたそれに対する水質検査は行われているのか。そして、またそれ以後の、今後の水質検査の問題ですね、これについてはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問の災害用井戸の設置と水質検査についての御質問にお答えいたします。

災害用井戸の設置の現状でございますが、第1避難所である各行政区の集会所等に設置を進めております。平成23年度から25年度までで24カ所に井戸を設置し、現在では56カ所の集会所に井戸が整備されております。

本年度以降、ひたち野東行政区などの集会所建設にあわせまして、新たに3カ所の井戸設置を行う予定でございます。

現在、自主防災会への補助見直しを実施しており、災害時における非常用備蓄機材の整備といたしまして、井戸用の発電機整備を行う予定となっております。災害により停電になりました

ても、速やかに井戸が使用でき、飲料水の供給ができるように発電機を準備してまいります。

井戸の水質検査につきましては、保健所への確認と市の条例に基づき、飲料水井戸建築時に13項目の水質検査を行い、その後は年1回の定期検査が義務づけられております。

水質検査は保健所で確認したところ、13項目で8,100円となります。

これらの検査のうち、井戸設置時の検査は牛久市において、その後は行政区で実施しております。

市といたしましては、災害時の対応として、生活器材、避難場所及び非常食などの準備を最大限に整備してまいります。公的な支援が行き届かないことを想定いたしまして、一人一人が自分の身を自分で守る準備と、隣近所同士の助け合いを普段から整えることが重要であると考えております。これからも、行政区及び自主防災組織と連携しつつ、災害対策を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） この1点を確認します。今後の水質検査についてはよく聞こえなかったもので、今後の水質検査についてはどうするのか。茨城県のとて要綱によりますと、50人未満の水道については12項目ですね、各行政区によると50人未満ということはあり得ないと思いますので、その点について水質検査の問題、さらにはヒ素及び放射性セシウム等の問題ですね、これらの水質検査についてもどうなのかお尋ねします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 水質検査でございますが、先ほどお話ししたとおり、13項目の水質検査を行政区のほうでやっていただくような形を今とっております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） それと、災害用の浄水器というのがあります。全水対応、これは海水、海の水ですね、海の水、川の水、湖の水、お風呂の水、プールの水、いろんな水を浄化することができ、飲料水にできるという浄水器が現在あります。この点について、導入を検討すべきではないかと思うのですが、その点についてお尋ねします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問の災害用浄水器導入についての御質問にお答えいたします。

災害用浄水器は災害等における断水時に、水道水ではない水をろ過して飲める水にする機器でございます。これにより川の水や学校のプールの水でも飲用が可能な状態になります。市では、災害時用浄水器を1基保有しておりますが、東日本大震災被災時も飲用水兼用耐震性貯水槽や学校の井戸水などを対応し、これを使用することはございませんでした。

今後の災害時浄水器の導入についてであります。先ほども申し上げましたとおり、市内4

カ所の飲料水兼用耐震性貯水槽や各学校、行政区集会所の井戸からの給水、備蓄ペットボトルの配布、市給水車及び県南水道企業団、陸上自衛隊武器学校からの給水支援により、安全な水を安定して供給できるものと考えております。加えて、トイレ洗浄用の水につきましても、市所有の消防用水槽車と県南水道企業団の井戸がございます。

このため、現時点で地域防災計画の中に災害用浄水器の導入を検討する予定はございませんので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） ペットボトルの飲料水を購入するよりは、こちらのほうが私は安いのではないかとこのように思います。そして、また各官公庁にも入っておりますね。例えば防衛省だとか、国会議事堂の中、こういったところに、特に重要なところにこの浄水器というものが常備されております。国のほうでこういった形でやっているものを市のほうで検討しないというのは、ちょっと理由がよくわからないのですが、検討する余地がないというのですから、まあ、わかりました。理解しました。

それと、U字溝の整備についてですが、市内のU字溝の状況と市民要望、特に下水道普及計画がなくなった小坂団地や東岡見などの排水はU字溝に頼るしかないので、それらを含め、現在のU字溝の整備とふたかけ等についてお尋ねをします。

○議長（山越 守君） 建設部次長太田健二君。

○建設部次長兼道路維持課長（太田健二君） 利根川議員のU字溝整備についてお答えいたします。

現在、市内のU字溝の多くは、民間事業者による宅地開発時に整備されたものであり、年数にして数十年を経て老朽化が進み、地盤沈下により勾配が逆になって道路上にあふれたり、滞留し悪臭を放つなどの被害が発生しているなど、多くの行政区からの整備要望をいただいているところでございます。

これに対し、限られた市の財源の中で、できるだけ多くの要望に応えるために、国からの補助金であります「旧まちづくり交付金」を最大限に活用し、整備を進めているところでございます。しかしながら、一度に全ての要望にお応えするのは困難であるため、浸水、あるいは道路冠水被害が発生している問題箇所を最優先として整備に当たっております。また、下水道未整備地区における問題箇所につきましても、順次整備しているところでございます。

今後につきましても、旧まちづくり交付金事業計画の中で、雨水排水や下水道未整備地区の問題箇所を優先的に整備してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 今年度始まったばかりですけれども、今年度の計画がわかれば、

お尋ねします。

○議長（山越 守君） 建設部次長太田健二君。

○建設部次長兼道路維持課長（太田健二君） U字溝整備につきまして、先ほども御説明いたしましたとおり、多くの要望を今年度もいただいております。補助金を活用しながら実施しているというのが現状でございます。問題箇所を優先して実施をしておりますので、みどり野団地、東みどり野団地、小坂団地、東岡見団地などを中心に対策を講じてまいります。

今年度の整備予定につきましては、これまでの整備により浸水、道路冠水被害が大分改善されてきておりますと言いながらも、東みどり野団地につきましては、引き続き整備が必要と判断しています。今年度も工事を発注してございます。

次に、下水道未整備地区である小坂団地、東岡見団地、これにつきましては、補助金の状況を勘案しながら、引き続き整備を予定して邁進してまいりたいと思います。

また、下根ヶ丘団地につきましては、一番最下流である流末排水路が未整備となっている状態で、民地に雨水が流れてしまっているという箇所がございます。これにつきましても、解消をするために整備を予定しておるところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 質問も含め、答弁も含め、未消化の部分が多分にありましたので、再度検証し、次回に譲るといたしまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（山越 守君） 以上で利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後5時53分散会